# 令和元年度 第1回上越市環境政策審議会 次第

日 時 令和元年8月5日(月) 午後1時30分から午後3時まで 会 場 上越保健センター2階 集団指導室

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 会長、副会長の選出
- 4 委員紹介
- 5 挨拶
- 6 議事
  - (1) 上越市における環境施策の取組について
  - (2) 平成 30 年度の取組について
  - (3) 令和元年度の取組について
  - (4) その他

### 7 閉 会

#### 議事資料

資料 1 上越市における環境施策の推進について

資料 2-1 第3次環境基本計画の平成30年度取組状況(概要)

資料 2-2 平成 30 年度環境関連事業(個表)

資料 3 温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減目標の達成状況

資料 4 廃棄物処理法、大気汚染防止法等の法令遵守状況

資料 5-1 令和元年度における環境施策の推進について

資料 5-2 令和元年度環境関連事業取組(個表)

資料 6 一般廃棄物処理基本計画の中間改定について

参考資料

別 紙 1 上越市環境政策審議会について

別 紙 2 上越市環境政策審議会条例

別紙 3 上越市環境政策審議会規則

## 上越市環境政策審議会委員名簿

(任期:令和元年8月5日から令和3年3月31日まで)

区分	氏 名	所 属 等
	田 村 三樹夫	(一財) 上越環境科学センター長
学識	濱 祐子	上越市教育委員
学識経験者	山 縣 耕太郎	上越教育大学教授
	山本敬一	新潟県生態研究会会員
	葉 葺 久 尚	新潟県上越地域振興局健康福祉環境部 環境センター長
行政機関	佐 藤 広	新潟県上越地域振興局農林振興部 副部長
関	髙橋 明彦	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター 産学連携室 農業技術コミュニケーター
	堀 越 和 宏	東北電力㈱上越電力センター所長
	渡邊滋	イオンリテール㈱イオン上越店 人事総務課長
事業者	小池 作之	上越資源リサイクル協同組合 理事長
有	熊 田 和 子	上越商工会議所 女性会 会長
	髙 橋 裕	新潟県浄化槽整備協会 上越支部事務局
	岩崎洋一	公募市民
公募市民	吉 田 実	公募市民
良	上原 みゆき	公募市民
	石川 總一	青田川を愛する会 会長
必要そ	井 部 辰 男	上越市町内会長連絡協議会 副会長
必要と認める者	小 山 貞 榮	新潟県地球温暖化防止活動推進員 上越地区連絡協議会 会長
長が	鳴海 榮子	上越市消費者協会 副会長
100	青木 ユキ子	新潟県環境カウンセラー協会 協会員

## ○環境施策の体系

市では、望ましい環境像の実現に向け、上越市環境基本条例に基づき第3次上越市環境基本計画を策定し、分野別に基本方針定め施策を展開してきた。平成30年度は、5部局10課において61事業を実施した。

## 環境施策の体系

上越市環境基本条例(平成8年制定)

第3次上越市環境基本計画(平成26年度策定)

生活環境分野

自然環境分野

快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

自然と共生した社会を目指す

4つの望ましい環境像

地球環境分野 低炭素社会を目指す 環境学習分野

豊かな環境を継承する社会を目指す

望ましい環境像の達成を目指すため、以下の3つの機能に特化し、PDCAサイクル「上越市環境マネジメントシステム」(Joetsu-city Environmental Management System、JMS) により、取組の進捗を管理

・目標管理 … 省エネ法や温対法、環境基本計画などの進捗管理

・法令遵守 … 一事業者としての義務である遵守項目の管理

・内部監査 … 取組を確認し、有効性を検証

## ○環境施策の推進について

### (1) 方針

第3次環境基本計画に基づくこれまでの取組を継続し、環境関連事業(61事業)に係る事業の進捗管理を行う。なお、環境管理委員会や環境政策審議会でも環境関連事業(61事業)について実績報告等を行い、環境施策の推進を図る。さらに国の地球温暖化対策計画(平成28年5月)では、エネルギー起源二酸化炭素(電気、ガソリン、灯油等)の温室効果ガス排出量について、地方公共団体を含む「業務その他部門」において、2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で40%削減する目標を掲げており、当市においてもエネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)及び地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づく事業者としての責務を果たすため、「第3次上越市環境基本計画」に基づき温室効果ガス排出量の削減に向けた取組について重点的に推進する。

## (2) 温室効果ガス排出量の削減目標

全ての公共施設等 910 施設(平成31年3月31日時点)

国が定める 2030 (令和 12) 年度までに 2013 (平成 25) 年度比で 40%削減する目標を達成するため、算定基礎となるエネルギー使用量と合わせ、各年度において前年度比 2%削減を目標とし、令和元年度からは全ての公共施設等を対象に取組を強化する。

(平成 30 年度対象:エネルギー使用量が 15 kl以上ある 173 施設)

項目	2013 年度実績	2030 年度目標値
温室効果ガス排出量	61.4 ft-C02	36.8 千 t-C02
温室効果ガス削減量(2013年度比)	₩:	24.6 千 t-C02
温室効果ガス削減割合(2013年度比)	=	40%

#### その他(一般廃棄物焼却、下水等処理、公用車使用等)

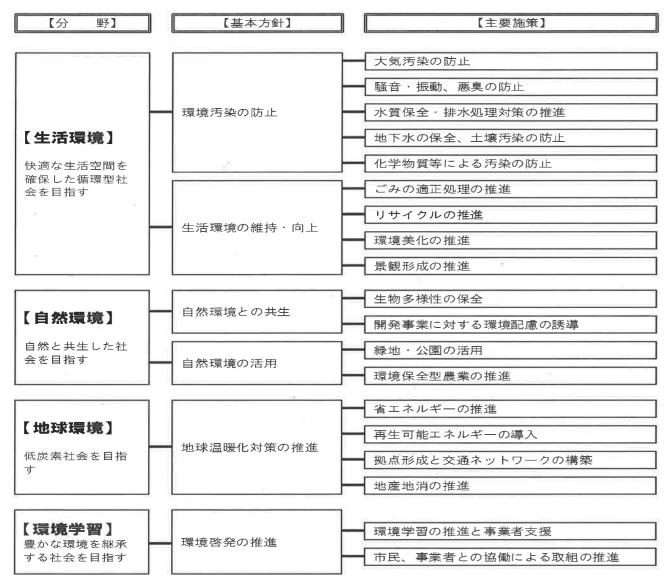
一般廃棄物焼却や下水等処理、公用車使用等については、国が定める削減割合 40%には含まれないが、上越市地球温暖化対策実行計画で定める目標の達成に向け、引き続き温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進する。

# 第3次環境基本計画の平成30年度取組状況について(概要)

第3次環境基本計画は、総合計画で掲げるまちづくりを環境面から実現することを目指すものであり、 総合計画の将来都市未来像を踏まえ、対象とする4つの環境の分野ごとに「望ましい環境像」を設定して います。また分野別に基本方針を定め、主要施策を展開します。

# 上越市の環境施策

望ましい環境像を実現するため、分野別に基本方針を定め、その方針に基づき主要施策を展開していきます。



# 2 平成30年度環境関連事業の取組結果

平成30年度は環境関連事業の61事業について目標を設定し、以下の区分を定め、達成状況の管理を 行いました。

A:計画通りに実施し達成

B: 見直し・改善の必要があるが達成

C:計画通りに実施しているが未達成 D:見直し・改善の必要があり未達成

全 61 事業のうちA計画通りに実施し達成: 53 事業 B見直し・改善の必要があるが達成:1事業 C計画通りに実施しているが未達成:3事業 D見直し改善の必要があり未達成:0事業 その他:4事業

基主本要	ī	- <del></del>	Alle	平成30年度	令和元年度	
方施針第	1 以租土官誌	事業	事業No.	目標達成状況	取組区分	備考
舌環境:	快適な生活空間を確	保した循環型社会を目指す			(4)	<u> </u>
	染の防止 気汚染の防止					
^	環境保全課	大気汚染対策事業	1	A:計画通りに実施し達成	継続	
123	音・振動、悪臭の防止			A. 計画通りに美心し達成	<b>和土 初</b>	
/EX	環境保全課	騒音·振動対策事業	2	A:計画通りに実施し達成	継続	
水	質保全·排水処理対象	<b>東の推進</b>			0.5000	
	環境保全課	水質汚濁対策事業	3 4	A:計画通りに実施し達成	継続	
	生活環境課		4	C:計画通り実施しているが未達成	継続	
	5.生活環境課6.生活排水対策課	生活排水対策事業	5~6	A:計画通りに実施し達成	継続	
	環境保全課	地盤沈下対策事業	7	A:計画通りに実施し達成	継続	
化	学物質等による汚染			n.可回题 710 天雕 C 是 成	RC P/L	
	環境保全課	放射線量の周知等	8	A:計画通りに実施し達成	継続	
	境の維持・向上					
_0	4適正処理の推進 生活環境課	清掃総務管理費	9	A:計画通りに実施し達成	継続	1
	生活環境課	プログロー プカ収集運搬事業	10~14	A:計画通りに実施し達成	継続	
	生活環境課		14	A: 計画通りに実施し達成	継続	
	生活環境課	ごみ処理対策事業	15		終了	平成29年度で終了
	生活環境課		16~17	A:計画通りに実施し達成	継続	
	生活環境課生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	18	A:計画通りに実施し達成	継続 終了	平成29年度で終了
1)+	ナイクルの推進	-	10		NS J	一一次23年及(於)
		資源物分別収集事業	20~25	A:計画通りに実施し達成	継続	
環境	竟美化の推進					
	生活環境課 30.都市整備課	生活環境保全美化対策事業	26~30	A:計画通りに実施し達成	継続	
環境:	自然と共生した社会を	目指す				
	<b>竟との共生</b>					
生	物多様性の保全 環境保全課	<b>白胖酒棒归入州</b> 华市类	1 21	1. 配面準11(-中央) 法出	Gre 6±	
	環境保全課	自然環境保全推進事業 	31	A:計画通りに実施し達成 A:計画通りに実施し達成	継続継続	
開	発事業に対する環境		1 02	A B B M / ICX III O E M	ACC AVE	
100		環境政策総務事業	33	¥	継続	平成30年度は開催なし
	竟の活用					
柳(3	也・公園の活用 農林水産整備課	くわどり市民の森維持管理及び運営事業	34	A:計画通りに実施し達成	継続	
	The second secon	森林保育管理事業	35	A:計画通りに実施し達成	継続	
		都市公園整備事業	36~38	A:計画通りに実施し達成	継続	
	都市整備課	公園管理費	39	A:計画通りに実施し達成	継続	
環境	<b>党保全型農業の推進</b>	方 kk/ck-190 ml th	1 40 1	0.51 T 7 11 th + 1 - 2 1, 7 1/2 + 4 - 4	And Andrew	
₽禮倍·4	農政課 低炭素社会を目指す	自然循環型農業推進事業	40	C:計画通り実施しているが未達成	継続	
	爰化対策の推進					
省	Lネルギーの推進					
100		環境政策総務事業	41	A:計画通りに実施し達成	拡充	
de-		街灯整備・維持管理事業  生可能エネルギーの導入	42	A:計画通りに実施し達成	継続	
М-	環境保全課		43	9.	統合	環境学習啓発事業に統合
	環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	44	A:計画通りに実施し達成	終了	平成30年度で終了
		風力発電事業	45	B:見直し・改善の必要があるが達成	縮小	
Ha .		下水道センター運転管理費	46	A:計画通りに実施し達成	継続	
100.5	が成と交通ネットワ 都市整備課	土地利用対策費	47	A:計画通りに実施し達成	継続	
抽点	産地消の推進	工地利用对双具	47	ハ・計画通りに天旭し建成	<b>州江 利</b> 河	4
	教育総務課	学校給食での地場産野菜の使用拡大	48	A:計画通りに実施し達成	継続	
- 414 909 -		地産地消認定店の拡大	49	A:計画通りに実施し達成	継続	
	豊かな環境を継承する その推進	る社会を目指す				
	もの推進 竟学習の推進と事業:	<b>各支援</b>			V THE T	
200.5	環境保全課		50	A:計画通りに実施し達成	縮小	環境団体主体に移行
	環境保全課	環境学習施設管理運営事業	51	A:計画通りに実施し達成	継続	
	生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	52	A:計画通りに実施し達成	継続	
1984	生活環境課 養学習の推進と事業:	し尿処理事業  表支導	53	A:計画通りに実施し達成	継続	
1367	Printed by the second s	有又接 林業総務費	54	A:計画通りに実施し達成	継続	1
		(わどり市民の森の維持管理及び運営	55	A:計画通りに実施し達成	継続	
	農林水産整備課	二貫寺の森管理運営費	56	A:計画通りに実施し達成	継続	
1		謙信KIDSプロジェクト	57	A:計画通りに実施し達成	継続	
市	民、事業者との協働に		T 50 50 T	A · 私 爾 傑 () (> 西 · 泰 · ) · · · · · · · · · · · · · · · ·	Cris 6±	
		環境政策総務事業	58~59 60	A:計画通りに実施し達成 C:計画通り実施しているが未達成	差続 統合	環境政策総務事業へ統合
	環境保全課	環境マネジメントシステム事業				

The state of the s	THE REAL PROPERTY.	た循環型社会を目指す	4		ACCOUNT OF THE PARTY OF THE PAR					
k方針:環境》										
主要施策:大	₹汚染の防⊥	E .								
		目的		-			平成30年度			
担当課	事業名	Plan	事業No.	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績(実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内 容 Action	*
環境保全課	大気汚染対 策事業	・大気汚染(光化学オキシダント、PM2.5)の常時監視所 報を市民に周知するほか、悪 異による相談や苦情があったた。 場合、速やかに現地確認など を行い、必要に応じ臭気測定 を実施する。	1	継続	・大気汚染物質(光化学オキシダント、PMC,5)の濃度が高まり健康被害が生どる 恐れがある場合には、速やかに市民に情報 提供、注意喚起を実施する。 ・悪臭による相談や苦情があった場合、速 やかに現地確認などを行い、原因者に改善 を求める。	観測記録を定時確認(1日2 回)する。 ・意識啓発	・環境対策係及び休日は当番職員が、観測記録の定時確認を実施 ・大気汚染発生時の対応策等について広報上越に掲載し、意 識啓発を実施 ・光化学スモッグ:広報上越6/1号 ・PM2.5:広報上越2/15号 ・悪臭による相談や苦情に対しては、速やかに現地確認を行い原因を特定するとともに、原因者に対し改善を求めた。	A:計画通りに 実施し達成	-	
主要施策:騒	・振動、悪	 悪臭の防止	-							
環境保全課	展音・振動 対策事業	・高速速電子を表現である。 高速道電台の運送を状態である。 ・高速道電台の運送を ・高速では ・高速では ・記をである。 ・記をである。 ・新幹線が別定に ・新幹線が別定に ・新幹線が別定に ・新幹線が別定に ・新幹線が別定に ・一部で ・一で ・一で ・一で ・一で ・一で ・一で ・一で ・一	2	継続	・事業場の騒音・振動が規制基準を超過した場合に、指導により改善された割合: 100% ・高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求める。 ・新幹線騒音について、音源対策工事が進められていることから、効果等を把握するため、市内2地点(県:3地点)で測定を実施する。	月) ・自動車騒音の測定(7~10 月) ・環境軽軽音の測定(10月) ・新幹線軽音の測定(10月) ・測定の結果、基準の超過を確認した場合、道路管理者等 に改善を求める。(随時)	- 高速道路騒音の測定 (7月) - 自動車騒音の測定 (11~12月) - 環境騒音の測定 (11~12月) - 環境騒音の測定 (11月~12月) - 新幹線騒音の測定 (10月) - 測定の結果、新幹線騒音ではか所 (向橋)、自動車騒音で2か所(頸域、安江)、環境騒音ではか所(大潟)の基準の超過を確認したため、それぞれの施設管理者である鉄道・運輸機構及びJR東日本並びに高田河川国道事務所に改善を求めた。	A:計画通りに 実施し達成		
上要施策:水	賃保全・排力	・ K処理対策の推進								
環境保全際		・河川、海域、湖沿の水環境基準の水質等基準の運動を設定を監止法型等では大水質汚環場の接近、大変を監止法型等では大水質汚環場の接近、大災のでは、大災的後に多半、大災的後に多くでは、大災的が、大災のが、大災のが、大災のが、大災のが、大災のが、大災のが、大災のが、大災の	3	継続	・水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水が、環境基準を超過した場合に、指導により改善された割合:100%。 「河川、海域、湖沼の水質等の質等測定により環境基準の違成状況などを監視するほか、水質汚濁防止法に基づく執連中状況などを監視するほか、水質汚濁防止法に基準の重中状況などを把握する。 ・冬期前後に多発する油流出事故を抑止するため、市民及び事業者に対し計画的にはに募壊起を図るほか、事故が多発するが必免するため、市民及び事業者に対し計画的に向にある地域においては個別訪問を実施する。	月) ・事業場の排出水調査 (4~2 月) ・注意喚起の実施 (広報上越:11月、 FM放送:11~12月)	○各種測定 ・河川等の水質測定(4~3月) ・事業場の推出水調査(4~3月) ○意識啓発 ・油率故に対する注意喚起を実施した。 (広報上越:11/1号、FM放送:11月、連続発生の1町内会に 対し、チラシ配布)	A:計画通りに 実施し達成	~	
生活環境課	<b>し尿収集事</b> 業	・市内全域のし尿をくみ取り、清潔な生活環境を保持する。	4	継続	・し尿くみ取り手数料の口座振替 の推進や、戸別訪問、納付相談 等の未納対策に取り組み、収納 率を前年度実績以上とする。	・第1回納入促進集中期間(7 月)呼び出し通知書の送付→個別相談の実施 ・2回納入促進集中期間(11月) 同上 ・未納者に対する督促状の送 付 (毎月)	・納入促進集中期間などに、長期滞納者を中心に戸別訪問等 を実施し、未納対策を図った。 ・未納者に対する督促状の送付を毎月実施した。 ・収納率は、前年度を0.4ポイント下回る96.9%となった。	C:計画通り実 施しているが 未達成	・滅火なでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	
生活環境課	し尿処理事業	・全市域から汚泥リサイクル パークに搬入されるのし尿、 浄化精清に関するがな律適 頭汚湯防止生活環境の保全 に処理し、は正環境の保全 及び公衆衛生の向上を図	- 5	継続	- 接入されるし尿浄化槽汚泥を適 正に処理する。 教入量(見込み) し尿: 6,927kℓ 浄化槽汚泥: 46,980kℓ 合計: 53,907kℓ	同左	- 搬入されるし尿浄化槽汚泥を適 正に処理し、各種環境基準値を 遵守した。 搬入量 (実績) し尿 : 6,568kg 浄化槽汚泥・47,136kg 合計 : 53,704kg	A:計画通りに 実施し達成	:#:	

本方針:環境	汚染の防止									
主要施策:水	質保全・排水	処理対策の推進			×					
40 14 200	本学点	目的	事業No.				平成30年度			
担当課	事業名	Plan	争来110.	取組区分	自標 Plan	実施計画 Plan	実績(実施内容) Bo	目標達成状況 Check	見直し・改善内 容 Action	4
生活排水対策	課 生活排水対 策事業	・	6	継続	・公共下水道、展業集落排水連基 ・公共下水道、展業集落排水連基 整施設で活力と、引き続き下水道と、引き機能設定活火を、の手戸、 き下水道とがまると、の手戸、 変施の、一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	・下水道汚水管渠の整備を着 実に進める。併せて、持続 である。 ・補助金を交付し合併処理浄 化槽の設置を進める。 汚水衛生処理率84.6% (変更前目標値84.2%)	・下水道汚水管渠の整備を着実に進めた。併せて、未接続世帯への個別訪問を実施した。 (接練率・・公共下水道区域95,196、 農業集落接水区域93,596) ・補助金を交付し、合併処理浄化槽の設置を進めた。 (補助件数・・・51件) 汚水衛生処理率85。196	A: 計画通りに 実施し達成	-	
活環境・快適な生活	ク朋を確保し:	☆循環型社会を目指す								
本方針:環境		- 明禄玉江太正日相 3								
理境保全課		・県と共同で、地下水位・地			・新設の揚水設備における降雪感	・揚水設備設置履出者に対す	<ul><li>- 揚水設備設置 (通年:98件)</li></ul>			
	策事業	層収縮量の観測を行決でしたい。 もに、水位の低下注意水のでは、水位の流下注意水ので、地位が、地下水ので、地下水の水の下、地下水の水の水で、地下水の水の水で、地下水の水を発音を対象に、地域のでは、水を発音を対象に関連では、一様の研修とで、から、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	7	継続	知器の設置割合: 90%以上 ・県と共同で、地下水位・地層収 ・網金の観測を行うとともに、水 位の低下状況下応じて、地盤沈 下注意総、警報)を発令し、地 下水の節水啓発を図り地盤沈下 の抑制に努める。 ・地下水節水意識の啓発	る前水型障害認知器の設置數 提等(通年:100件程度)、 提供、設備設置)し、簡素 通信。 通信。 通信。 通信。 通信。 通信。 通信。 通信。 通信。 通信。	・地盤次下注意報(警報)発令の目安とするため、地下水位 を各期間毎日観測(12月~3月) ・揚水設備設置者等研修会の開催(11月28日:参加者:192 名) ・広報上越、市ホームページ等で節水を呼び掛けたほか、広報車による巡回時には、特に揚水設備を複数設置している事業者において過剰な汲み上げがないよう指導。	A:計画通りに 実施し達成	-	
	学物質等によ	る汚染の防止				La sussemble de la constante d				
環境保全課	放射線量の 周知等 (予算事業 なし)	* 上越地域消防事務組合管内 の各消防署で測定された空 間放射線量について、毎月 広報で公表する。	8	継続	・上越地域消防事務組合管内の 各消防署で測定された空間放 射線量について、毎月広報 上越で公表する。	・上越地域消防事務組合管内 の各消防署で測定された空間 放射線量を、毎月広報上越で 公表する。	・測定結果を、毎月広報誌に掲載した。	A:計画通りに 実施し達成	-	
 本方針:生活		 句上								
主要施策:こ	みの適正処理	の推進								
生活環境課		・各種団体の活動への支援を 通じて、市内の生活環境の 保全を図る。	9	継続	* 市民の自主的な地区衛生活動や 生活環境の向上に取り組んでい る生活環境協議会の活動に対し 遠営経費の一部を補助し、環境 美化と意識向上を図る。	・各区 (板倉区は除く) 及び 合併前上越市の生活環境協 議会に対し補助金を交付し 、活動を支援する	* 各区(板倉区は除く)及び 合併前上越市の生活環境協 議会に対し補助金を交付し 。活動を支援した。	A:計画通りに 実施し達成	14	
生活環境課	ごみ収集運 <b>搬事業</b>	・家庭ごみ(燃やせるごみ、 燃やせないごみ)の収集運 搬及び中間処理を適正に行			〇ごみ収集運搬業務委託 ・燃やせるごみ収集回数 週3回 ・燃やせないごみ収集回数 月2回	同左	・計画通り、燃やせるごみ、燃やせな いごみの収集運搬を適正に実施。			

目的:快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針:生活環境の維持・向上

主要施策:ごみの適正処理の推進

		目的		- 1			平成30年度			
担当課	事業名	Plan	事業級	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績(実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内 容 Action	特記
生活環境課	ごみ収集運搬事業	*家庭ごみ(燃やせるご外、 燃やせないご外、 撮及び中の世を適正に行うことにより、生活環境の 保全を図る。	11	継続	・燃やせないごみ中間処理業務委託 燃やせないごみを中間処理施設にて破砕し、資源物(金属類等)を選別した後に、 機造をクリーンセンターへ搬入する。 処理量(見込み):2,14t 機造運搬量(見込み):2,14t ※ なお、H30、4月からのプラステック類等の分別区分の変更により 処理量の減を見込んでいる。	阿左	・燃やせないごみを中間処理施設にて 破砕し、資源物(金属類等)を選別 した後に、残渣をクリーンセンター に搬入し、適正に処理を実施。 燃やせないごみ中間処理量 (実制) 3,092t (実料) 3,092t (実料) 2,535t ※燃やせないごみ破砕処理残渣運搬量 (実績) 2,535t ※燃やせないごみ中間処理量 3,733t(H29)→3,092t(H30)	A:針画通りに 実施し達成	10	=
生活環境課	ごみ収集運搬事業	*家庭ごみ(燃やせるごみ、 燃やせないごみ)の収集運 搬及び中間処理を適正に行 うことにより、生活環境の 保全を図る。	12	継続	・家庭ごみ有料化事業 家庭ごみ有料化事業 家庭ごみ指定級を作成するとともに、保 管・配送業務を実施する。 3歳未満児の属する世帯へ指定袋引換券 を無償配布し、子育て世帯への経済的負担 を軽減する。	作成し、市指定の取扱所で販売する。	・家庭ごみ用指定袋(11種類)、指定シール(6種類)を作成 し、市指定の取扱所で販売した。 - 3歳未満児の属する世帯へ、4月末までに指定袋引換券を無 假配布した。 配布人数:3,969人	A:計画通りに 実施し達成	15.	a
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ (燃やせるごみ、 燃やせないご外、 機及び中では理を適正に行うことにより、生活環境の 保全を図る。	13	継続	ごみ集積施設設置費補助事業 町内会が行うごみ集積施設の新設 修繕に要する費用の一部を補助する。 補助率 : 1/2 (限度 1基当たり10万円) 交付件数(見込み) 設置等62件 修繕 23件 合計 85件	同左	・ごみ集積施設設置費補助事業 町内会が行うごみ集積施設の新設 修繕に要する費用の一部を補助した。 ・交付件数(実績) 設置等 62件 修繕 22件 合計 84件	A:計画通りに 実施し達成		
生活環境課	ごみ処理対 策事業	<ul> <li>廃棄物の適正な最終処分及 び再資源化を進め、生活環 境の保全を図る。</li> </ul>	14	継続	・最終処分場維持管理費 三和区宮崎新田市有地内の残置産業廃棄 新の処理を行う(2年計画)。 中郷区一般廃棄物最終処分場について は、R30年5月までに遮光シート補修工事を 完了させ、覆土整形の後、埋立完了届を提 出する。 ・最終処分場の維持管理や処分場からの浸 出水と観測用井戸の水質検査を行う。		〇最終処分場権持管理費 ・三和区宮崎新田市有地内の残置産業廃棄物の処理を平成29 ・三和区宮崎新田市有地内の残置産業廃棄物の処理を平成29 年度から2か年計画で行い、H30年8月には廃棄物撤去が完了 し、H30年10月に環境作業を完了させた。 ・中郷区一般廃棄実物最終処分場については、H30年5月に進光 シート補作・三を表別の後、H30年11月に埋立 完了届を提出し、通常の維持管理に加え、施設廃止のための 調査に着手した。 ・最終処分場の維持管理や処分場からの浸出水と観潮用井戸 の水質検査を実施し、異常が無いことを確認した。	A:計画通りに 実施し達成		「三和区宮崎新 市有準集物の処理 東京子のため目標! ら削除
生活環境課	ごみ処理対策事業	<ul> <li>廃棄物の適正な最終処分及 び再資類化を進め、生活環 域の保全を図る。</li> </ul>	15	N.T						

目的:快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針:生活環境の維持・向上

to dien		目的					平成30年度			
担当課	事業名	Plan	事業No.	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績(実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内 容 Action	特配
<b>注活環境課</b>	ごみ処理対 策事業	- 廃棄物の適正な最終処分及 び再資源化を進め、生活環 境の保全を図る。	16	継続	・一般廃棄物最終処分場整備事業 上越市内における最終処分場の整備を目 指し、新潟県や公益財団法人新潟県環境保 全事業団と情報交換を継続する。	同左	○最終処分場整備事業 ・上越市内における最終処分場の整備を目指し、新潟県と情 報交換を行った。	A:計画通りに 実施し達成		
活環境課	ごみ処理対 策事業	・廃棄物の適正な最終処分及 び再資源化を進め、生活環 境の保全を図る。	17	継続	・その他、ごみ処理対策の推進 ・クリーン活動ごみなどの回収、 処理を行う。	・現業職員6人によりクリーン 活動ごみの回収を実施す る。	〇その他、ごみ処理対策の推進 ・クリーン活動ごみなどの回収及び処理を行った。	A:計画通りに 実施し達成		
活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・全市域からごみ焼却処理を 設(第1・第2クリーンセン ・みをである。 ・一をである。 ・全のでは、 ・全のでは、 ・でである。 ・ででである。 ・ででである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・ででである。 ・ででである。 ・ででである。 ・でででででですでででででででででででででででででででででででででででででで	18	継続	• 可燃ごみ処理量(見込み) 上総市クリーンセンター 46,599トン	同左	・可燃ごみ処理量 上越市クリーンセンター 48,130トン	A:計画通りに 実施し達成		
活環境課	與實物及理 施股整備事 拿	<ul> <li>既存の機業物機却処理施設 の老朽化とごみ質の変化に 対応するため、平成22年10 月の供用開始を目指して新 クリーンセンターを整備す る。</li> </ul>	19	*7	The state of the s					
施策:リサ	ナイクルの推	i 進								
<b>汪活環境課</b>	資源物分別 収集事業	・循環型社会の形成に向け、 分別収集した資源物の再資 源化を推進する。	20	維統	<ul><li>・資源物収集運搬業務委託 町内会集積所、資源物常時回収ステーション及びリサイクル推進店から資源物を 回収し、リサイクル施設へ搬入する。</li></ul>	・資源物の収集運搬業務委託 (11社) 業務を行う。	・計画通り、町内会集積所、資源物常時回収ステーション及びリサイクル推進店からの資源物の収集運搬業務を実施。	A:計画通りに 実施し達成	-	-
活環境課	資源物分別 収集事業	・循環型社会の形成に向け、 分別収集した資源物の再資 源化を推進する。	21	継続	・分別収集回収品目中間処理業務 委託 家庭から排出される容器包装やペットボ トル等の資源物の中間処理を行う。	・中間処理業務(9社)を事業 者へ委託する。	・計画通り、家庭から排出される容器包装やベットボトル等 の資源物の中間処理業務を実施。	A:計画通りに 実施し達成	*	-
活環境課	資源物分別 収集事業	・ 循環型社会の形成に向け、 分別収集した資源物の再資 源化を推進する。	22	継続	・再商品化業務委託 容器包装(ブラスチック製・紙製)や乾 電池などの資源物の再商品化業務を委託 し、適正処理を行う。	・日本容器包装リサイクル協 会や事業者へ再商品化業務を 委託	・計画通り、日本容器包装協会などの事業者を通じ、再商品 化業務を実施。	A:計画通りに 実施し達成	-	-
活環境課	資源物分別収集事業	<ul> <li>循環型社会の形成に向け、 分別収集した資源物の再資 源化を推進する。</li> </ul>	23	継続	備事業 資源物6品目を回収する資源物常時回収 ステーション(市内18か所)の維持管理 (自動消火器の設置等)、巡回整理を行 う。 掲示物の劣化が激しいステーションにつ	同左	○資源物常時回収ステーション整備事業 ・資源物6品目を回収する資源物常時回収ステーション(市内 18か所)の維持管理(自動消火器の設置等)、巡回整理を 行った。 ・掲示物の劣化が激しいステーションについては、掲示物の 入れ替えを行った。	A:計画通りに 実施し達成		
活環境課	資源物分別 収集事業	・循環型社会の形成に向け、 分別収集した資源物の再資 源化を推進する。	24	継続	いては、掲示物の入れ替えを行う。 ・資源物集積所の入れ替えを行う。 ・資源物集積所で使用する看板や表示板等を作成し、希望する町内会へ配布する。	・看板や表示板等の作成、配布 (見込み) 作製数 700 (品目表示板、看板、	- 資源物集積所整備事業 集積所で使用する看板や表示板等を作成し、希望する町内 会へ配布した。 作成数 (実績) 810 配布数 (実績) 1,648	A:計画通りに 実施し達成		

方針:生活现										-
要施策:リヤ	サイクルの推	<b>生進</b>		1						
le w 18	11-2	目的	min alle 14				平成30年度			
担当課	事業名	Plan	事業版	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績(実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内 容 Action	特記
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、 分別収集した資源物の再資 源化を推進する。	25	継続	・生ごみリサイクル事業 分別収集した生ごみを民間事業所に搬入 し、バイオガスを発生させ汚泥乾燥用の燃 料や肥料としてリサイクルする。 生ごみ回収量(見込み) 9,100トン	同左	・分別収集した生ごみを民間事業所に搬入し、パイオガスを発生させ汚泥乾燥用の燃料や肥料としてリサイクルした。 ・生ごみ回収量(実績) 8,295 t	A:計画通りに 実施し達成		
要施策:環境		É				<u>'</u>				
生活環境課	生活環境保 全美化対策 事業	・町内会等と連携した美化活 動や衛生活動のほか、環境 パトロール等により、良好 な生活環境の保全と衛生環 境を確保する。	26	継続	・全市クリーン活動 春、夏、秋に一斉清掃月を設定し、全町 内会に参加を呼びかけ、空き缶や散乱ごみ などの回収・清掃活動を実施する。 目積参加人数 60,000人	間左	・全市クリーン活動 春、夏、秋に一斉清播月を設定し、全町内会に参加を呼び かけ、空き缶や散乱ごみなどの回収・清掃活動を実施した。 参加人数(実績) 66,779人	A:計画通りに 実施し達成		
生活環境課	生活環境保 全美化対策 事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境 パトロール等により、良好 な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	27	継続	<ul><li>・市道倒溝土砂収集運搬事業 町内会が満掃した市道側溝の土砂を収集 運搬する。</li></ul>	- 実施内容 (見込み) 対象町内会 172町内 収集量 290トン	・市道側溝土砂収集運搬事業 前内会が清橋した市道側溝の土砂を収集運搬した。 実施町内会 172町内 収集量 296.29トン	A:計画通りに 実施し達成		
生活環境課	生活環境保 全美化対策 事業	現で無等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境 ボトロール等により、環境 ボトロール等により な生活環境の保全と衛生環境 を確保する。	28	継続	・環境パトロール事業 不法投棄の監視及び野焼きへの指導を行う。 不法投棄物やポイ核でごみの早期発見・ 早期対応を行い、投棄者が特定できる場合 は、警察等と連携して対処する。 ごみ集積所や常時回収ステーションの巡 回、抹出物の整理・指導を行うとともに、 市民に適正排出を促す。	同左	〇環境パトロール事業 ・不法投棄の監視及び野焼きへの指導を行った。 ・不法投棄物やポイ捨てごみの早期発見・早期対応を行い、 投業者が特定できる場合は、誓察等と連携して対処した。 ・ごみ集積所や常時回収ステーションの巡回、排出物の整理・指導を行うとともに、市民に適正排出を促した。	A:計画通りに 実施し達成		
生活環境課	生活環境保 全美化対策 事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境 パトロール等により、環境 パトロール等により、食好 な生活環境の保全と衛生環 境を確保する。	29	継続	・ごみへルパー事業 聴書で高齢などの理由でごみの分別や集 請所への接出が困難な世帯へ、町内会等と 連携してヘルパーを派遣する。	・実施内容(見込み) ヘルパー委嘱人数 63人 支援世帯数 73世帯	・ごみ分別やごみ出しが困難な世帯からの申請に基づき、町 内会等と連携してごみヘルパーによる支援を行った。 平成30年度来奏籍 ごみヘルパー委嘱人数 52人 支援世帯数 60世帯 ・平成30年度からは福祉部門と連携し、マッチングを行った。	A:計画通りに 実施し達成		平で14を応える。 では、
要施策:景		The second secon								
都市整備課	景観デザイン事業	・地域の特性を生かした景、 ・地域の特性を生かした景、 ・ 一式くりを推進するした景、 ・ 一式というでは、 ・ 一点は、 ・ ・ 一。 ・ このできた。 ・ 一点は、 ・ ・ 一点は、 ・ ・ 一点は、 ・ ・ このできた。 ・ このできた。 ・ 一点は、 ・ ・ 一点は、 ・ ・ このできた。 ・ ・ ・ このできた。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	30	継続	- 景観アドバイザーからの助言や 届出制度の実施により、用窓地域との実施により、用窓地域との実施により、用窓地でする。 する。 ・また、セミナーの開催や景観情報の発売意識の高いでは、 ・その他、特徴のな景観が残る。 ・その他、特徴、地域住民と協働して景観またづくりに取り組む。	- 景報審議会の開催 ・景観アドバイザーによる建 等 物等へのアドバイス実施 (毎 月1回) ・届出制度の運用 (随時) ・景観付記紙の発行 ・景観情報紙の発行 ・景観まちづくりの取り組み の支援	- 景観審議会の開催 ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイス実施(会 議開催:14回) - 届出制度の運用(届出・通知:97件) - 景観セミナーの実施(H31年2月27日) - 景観信報紙の発行(H31年3月) - 景観まちづくりの取り組みの支援	A: 計画通りに 実施し達成		

### 分野:自然環境

目的:自然と共生した社会を目指す

基本方針:自然環境との共生

Arrada ann		目的					平成30年度			
担当課	事業名	Plan	事業No.	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績(実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内 容 Action	<b>191</b>
環境保全課	自然環境保全推進事業	・良好な境系の地域定を ・良然環境で ・良然環境で ・良が ・良が ・良が ・良が ・良が ・良が ・の保護 ・の保護 ・のは ・のは ・のは ・のは ・のは ・のは ・のは ・のは	31	継続	・ 平成31年度に7か所目の自然環境 保全地域を指述することを目指 し、取相を指述める。 ・自然環境保全地域の適定地域可な存向に 新では、指行では 新いて名が動きであれる。 ・ 前にでする。 ・ 前にでする。	・自然の ・一。 ・一の 一をるほう。 ・自然の ・自然の ・一の 一をるほう。 ・の の 一をるほう。 ・の 一をるほう。 ・の 一の 一をるほう。 ・を の 一の 一をるほう。 ・を の 一が ・を を を を を の の 一が ・・一、 ・・一、 ・・一、 ・・一、 ・・一、 ・・一、 ・・一、 ・・一、 ・・一、 ・・一、 ・・一、 ・・一、 ・・一、 ・・一、 ・・一、 ・・一、 ・・一、 ・・一、 ・・一、 ・・・・ ・・・	○自然環境保全推進委員会を開催し、次期指定候補地について検討した。 ○次期指定に向けて、候補地における最大の利害関係者である土地改良区へ説明した。 ○自然環境保全地域における団体の活動を支援した。保全活動計画の認定には至っていない。 ○意識啓発 ・自然観察ツアーの実施 (計画5回のうち実施何、雨天中止1回) ・H30.3月に指定した、よしだの谷内(三和区)の間知(広報上越6/1号へ掲載、周知用看板の設置)	A:計画通りに 実施し達成		0.7
環境保全課	鳥獣保護管理事業	*野生活の大学を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	32	拡充	・ クミング (1) の (1)	会の開催 ○被害防止体制の充実 ・適切な有害鳥獣補獲許可の 交付 ・特別捕獲員の任命と出動 (通年)・出没時における非常用具の 整備(5~6月)・大型鳥獣が出没らた際は、 関係機関や猟な会立が取取 (被害防止的(広報上継等:5 月、10月)	〇出没抑制対策の実施 ・金谷区・春日区及び中郷区をモデル地区として選定し、出	A:計画通りに 実施し達成		3.5
方針:自然理要施策:開		- る環境配慮の誘導								
環境保全課	環境政策総務事業	・開発事業で環境に及ぼす影響について専門的な意見を 響について専門的な意見を 求められた際、環境影響評価会議を開催し、環境影響 調査審議する。	33	継続	<ul> <li>上越市環境影響評価会議の設置 及び運営に関する要綱第2条により、公害の防止及び自然環境の 保全の見地から調査審議する。</li> </ul>	・該当案件に応じ、環境影響 評価会議開催	・該当案件はなく、会議は未実施。	3.50		

#### 分野:自然環境

目的:自然と共生した社会を目指す

基本方針:自然環境の活用

		目的					平成30年度			
担当課	事業名	Plan	事業No.	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績(実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内 容 Action	特
農林水産整備課	くわどり市 民の森維持 管理及び運 営事業	*上越市の水源の森である、 くわどり市民の森を出来る ・ は駅や森林浴などが出来る 市民の憩いの場、環境学で ・ な森林体験活動の場として 整備を行う。	34	継続	・中山間地の水源地域の森林を市民の共有 財産として提え、市民の森として活用し、 水業体験や環境学習を通じて利用るの里山 保全に関する理解を深めるとともに、森林 整備を進め水源洒養など森林の持つ多面的 機能的向上の森を利用したイベントの開催	験の充実 ・季節に応じた市民の森観	ア・管理棟内設備と木工作体験の 充実 (47回実施・407名参加) ・季節に応じた市民の森観察会 の実施 (7回実施・135名参加)	A:計画通りに 実施し達成	251	-
<b>晨林水産整備課</b>	森林保育管 理事業	・森林・山村の多面的機能を 発揮するため、森林整備等 を実施する活動組織への事 果推進、指導を行う。	35	継続	・地域住民、森林所有者、NPO法 人、民間団体などが協力して作 る活動組織が行う、地域環境保 全、森林資源利用、教育・研修 活動、森林機能強化の取組を支 援する。	・越後ふるさと里山林協議会 や県と活動組織との橋渡し役 として連絡を密にとり、活動 が円滑に行えるよう支援す る。 活動予定組織: 7団体 活動予定面積: 22ha	・越後ふるさと里山林協議会や県と活動組織との橋渡し役と して連絡を密にとり、活動が円滑に行えるよう支援する。 活動予定組織: 7団体 活動予定面積: 22ha	A:計画通りに 実施し達成	:=	ē
都市整備課	都市公園整備事業	・ 平成27年6月に改訂した高田公園基本計画および高田公園短期整備計画に基づき、 「交流拠点」、「歴史公園」、「観光光拠点」、「観光光拠点」、「観光光拠点」、「現立会公園」、「大野園」として計画的に整備を行う。	36	維統	高田公園の魅力をさらに高め、 交流人口の増加を図るため、内 堀護岸の整備を行う。	ア 内駆整備 高田城の本来の「土塁」 の姿を損なわない景観に配慮 した整備を行う。	ア 内堀整備 「土塁」の姿を損なわないよう景観に配慮して内堀護岸の整 備を行った。	A:計画通りに 実施し達成		
	都市公園整 備事業	* 五智公園の貴重な自然資源 を五懸で感じられるよう、 【学び】【遊び】【健康】 の3つの柱に基づいた整備 を行う。	37	継続	・施設の老朽化が進んでいる こと から、公園施設改豪などの施設 整備を進める。 ・「五智公園をはり、希の地域 に指定されて保全会を がある。 と自然環境を登言な自然を 高ることから、豊富な自然を 高ることから、豊富な自然を 高いに感じられると 活かした公園整備に 野がる。	ア 駐車車整備 五智公園の入り口とし て、来園者が利用しやすい駐車場整備を行う。	ア 駐車車整備 五智公園の入り口として、来園者が利用しやすい駐車場整 備を行った。	A:計画通りに 実施し達成		
	都市公園整 備事業	市民の憩いとコミュニケーションの場としての公園を、バリアフリーや安全・安心の観点から誰もが利用しやすいよう整備する。	38	継続	・市民の憩いとコミュニケーショ ンの場として、公園をパリアフ リーや安全・安心の観点から整 備し、誰もが利用しやすい公園 とする。 ア 海浜公園整備 イ 長寿命化計画による都市公園施設の 改修	ア 海浜公園整備 来園者の安全性を確保するため、フェンスを設置する。 イ 長寿命化計画による都市 公園施設の改修遊具の更新撤 去を行う。 直江津地区 3基 高田地区 3基	ア 海浜公園整備 来園者の安全性を確保するため、フェンスを設置した。 イ 長寿命化計画による都市公園施設の改修遊具の更新撤去 を行った。 直江津地区 3基 高田地区 4基	A:計画通りに 実施し達成		
都市整備課	公園管理費	・市民の憩いやコミュニケーションの場となる都市公園 ・客を安全安心して利用できる空間とするため、適切な管理を行う。	39	継続	・市民の憩いとコミュニケーショ ンの場として、安全・安心に利 用できるよう、地域との協働に より都市公園の維持管理を実施 する。 ア 公園管理事業 イ パーク・パートナーシップ 事業 ウ 高田公園樹木保守管理事業	ア 公園管理事業 178公園 (264ha) の除草、 清掃、樹木管理、遊具修繕等 の維持管理を実施する。 イ パーク・パートナーシップ 事業 136公園 (40,6ha) の街区 公園等の管理を町内会等と協 働で実施する。 ウ 高田公園樹木保守管理事割 高田公園桜長寿命化計2515 を	ア 公園管理事業 実施計画に基づき、除草、 清掃、樹木管理、遊具修繕等 の維持管理を適切に行った。 (178公園: 264ha) イ パーク・パートナーシップ 事業実施計画に基づき、街区 公園の維持管理を地元(町内会)と協定を締結し、協働で 実施した。 (136公園: 40,6ha) ウ 高田公園樹本保守管理事業 ・高田公園樹及長寿命化計画 (第二期: 143-1435)を	A:計画通りに 実施し達成		
					-	策定する。 ・松くい虫防除対策として 薬剤の樹幹注入を実施す る。	策定した。(3月)  ・松くい虫の樹幹注入は、 実施計画に基づき適切に 実施した。 (樹幹注入:61本)			

E要施策:環	竟保全型農業	美の推進	,							
		目的					平成30年度			
担当課	事業名	Plan	事業机	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績(実施内容) Do	目標達成状況 Check	- <del>(2)</del>	
農政部	自然循環型農業推進事業	・化学肥料及び化学合成展薬 の使用を地域する栽培とあわせ 対し、近域では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	40	椎統	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、化学肥料・化学の成農薬を5割以上低減する取組と合わせ、推開の施用かや条別港水など、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援する。	取組団体: 83団体 取組面積: 1,374ha	取組団体: 64団体 取組団積: 931ha 取組内別: ・カバークロップ: 570.3ha ・堆肥の施用: 66.3ha ・有機農業: 55.3ha ・冬期進水管理: 238.8ha	C:計画通り実 施しているが 未達成	Action	
球環境	4			П,				a a sumis		
低炭素社会を		. Mr. *#							1	
方針:地球》 E要施策:省:		·								-
環境保全課	環境政策総 務事業	・ 地球温暖化対策を推進する 取組を具体的に推進し、 養 及・啓発を行う。	41	継続	*地球温暖化対策を推進するため、ホームページや環境イベント等で、実行計画や取組事例を周知する。	・広報上越 クールチョイスの取組や環 境フェア実施について掲載 (6/1号) ・環境フェア(6月24日) ・商業施設等における環境イ ベントの実施(4月、5月、6 月、8月、10月、11月、1月、3 月)	いずれも計画どおり実施	A: 計画通りに 実施し達成	-	
						・市ホームページで情報発信 (随時)				
市民安全課	街灯整備· 維持管理事 業	・町内会が管理する防犯灯を LED化する工事に要する費用 の一部を補助し、LED化を推 進することにより、消費電力 及び二酸化炭素排出量の削減 を図る。	42	継続	<ul><li>町内会が管理する防犯灯のLED化 率を61%以上とする</li></ul>	・防犯灯LED化補助金の交付 (随時受付)	・町内会管理の防犯灯LED化率 62.2% ※防犯灯LED化補助金活用実績 2.57 fg、19,959 F円 ※その他の事業でのLED化実績 地域活動支援事業 343灯(金谷区)	A:計画通りに 実施し達成	5.	
  要施策:省:	エネルギーの	     推進、再生可能エネルキ	- の導	λ						
環境保全談	音エネル ギー・新エ ネルギー普	・上越市の貴重な資源であ り、特額である「蟄」を活 用し、加工食品や廃産物の			(環境学習啓発事業へ統合)					

目的: 低炭素社会を目指す

基本方針:地球温暖化対策の推進

主要施策:省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入

		目的					平成30年度			
担当課	事業名	Plan	事業No.	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績(実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内 容 Action	特記
環境保全謀	省エネル ギー・新工 ネルギー書 及権進事業	・新エネルギーシステム設置 養補助・地球温暖化対策を地域で ・地球温暖化対策を地域で 推進するた省エネルギーや 再生可能及び 再生の能及び では、一次で では、一次で では、一次で では、一次で では、一次で が です。 ・住宅用、一次で で が り、大 に に 対 が の に が に が に が に の に の に の に の に の に の	44	維統	<ul> <li>補勤制度を通じて、家庭用太陽 光発電システム、ベレットスト ープ設備の普及拡大を図る。</li> <li>住宅用太陽光発電システム、ベレットストーブ設備の設置費の支援</li> </ul>	・住宅用太陽光発電システム 及びベレットストーブ設備等 設置養精動金の交付 ・住宅用太陽光発電システム 申請件数80件(発電出力合計 2928/W以上) ・ベレットストーブ設備申請 件数5件	・住宅用太陽光発電システムの申請件数82件 ・ペレットストープ設備の申請件数8件	A:計画通りに 実施し達成		住シは、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ に、、 ・ に、 ・ に、、 ・ に、 ・ に、 ・ に、 ・ に、 ・ に 、 ・ に 、 に 、 ・ に 、 に 、 ・ に 、 に 、 に 、 に 、 ・ に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に
							ě			
<b>環境保全</b> 諫	展力発電事業	・ 風力発電施設を適切に管理 し、新工光平の作用性を ある風力発することにより、 新工水ルギーの普及及び二 酸化炭素 を図る。	45	継続	風力発電施設を適切に管理し、 新エネルギーやの一つである風力 発電の有用と新エネルギーを市民に周一の普 及及び二酸化炭素排出量抑制の 啓発を図る。     発電電力量(売電電力量)の確 保	・発電電力量(売電電力量) 1,204,722kwh (1,153,490kwh) ※33基(2・3号機及び名立 機)の過去5年の平均値 ・風力発電施設2基による発電 量を810,000kwh/年以上とす る。	・発電電力量(売電電力量) 927,996kwh(878,270kwh) ※3基(2・3号機及び名立機)合計		・ 定期点検結果等に基本では、一定期点検結果などのでは、一定地では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	具合により平成3 年2月から2号機2
生活樣水対策翻	下水道センター運転管理費	・下水汚泥の消化により発生する消化が入のうち、未利用となったが入れた方式を相いて発電施設を2水を発動させるさとで発電を記した。 ・下水汚泥の消化にないた。 ・下水汚泥の消化によります。 ・下水汚泥の消化によります。 ・下水汚泥の消化によります。 ・下水汚泥の消化によります。 ・下水汚泥の消化によります。 ・下水汚泥の消化によります。 ・下水汚泥の消化によります。 ・下水汚泥の消化によります。 ・下水汚泥の消化によります。 ・下水汚泥の消化によります。 ・下水汚泥の消化によります。 ・下水汚泥の消化によります。 ・下水汚泥の消化によります。 ・下水汚泥の消化により発生する。 ・下水汚泥の消化により発生する。 ・下水汚泥の消化により発生する。 ・下水汚泥の消化により発生する。 ・下水汚泥の消化により発生する。 ・下水汚泥の消化により発生する。 ・下水汚泥の消化により発生する。 ・下水汚泥の消化によります。 ・下水が洗りまする。 ・下水がたる。 ・下が洗りまする。 ・下水が洗りまする。 ・下水がたる。 ・下水がたる。 ・下水がたる。 ・下水がたる。 ・下水がたる。 ・下水がたる。 ・下水がたる。 ・下水がたる。 ・下水がたる。 ・下水がたる。 ・下水がたる。 ・下がたる。	46	継続	* これまでの大水道センター電転 管理に加え、発電による電力を場合で、消化ガス発電にと を管電力を場合で、消化ガオするのに対象を で、二酸化皮素施設等の実制 者に、消化ガスをもしてを が成発電に、どでも はしていただく利用するに、どでは 温暖化対策に対明し、整発 にいいないでは明し、整発 温暖に対いて説明し、整発 図る。	* 年間発電量1,248,000kmh 以上	・年間発電量1,491,116kmh ・年間見学者数 大人・・・116人 子ども・・・374人	A:計画通りに 実施し達成		

#### 目的: 低炭素社会を目指す

基本方針:地球温暖化対策の推進

主要施策:拠点形成と交通ネットワークの構築

		目的					平成30年度				
担当課	事業名	Plan	事業No.	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績(実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内 容 Action	特記	
都市整備課	土地利用対 策費	・商業機能が表示を ・商業機能が表示を ・商業機能が表示を ・一般を ・一を ・一を ・一を ・一を ・一を ・一を ・一を ・一	47	継続	ク」の構築するため、立地適正化計画に基づき、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進する。	・アドバイザーの派遣によ	┃・高田のまちなかにおけるゾ―ニング、将来像、施策等に関 ┃	A:計画通りに 実施し達成	-	N 575	
要施策:地	産地消の推進										
教育総務課	学校給食で の地場産野 菜の(予算 大(で) 業なし)	・学校給食において使用量の 多い青果物5品目の地場産(上 越産) 使用割合を平成30年度 までに12%以上にする。	48	継続	・学校給食での地場産野菜の使用拡大を図 り地産地消を推進するため、地域との連携 をさらに強化する。	・学校耠食において使用量の 多い青果物5品目の地場産(上 越市産)使用割合 平成30年度目標 12%	- 学校給食において使用量の多い青果物5品目の地場産(上越 市産) 使用割合 平成30年度実績 13,6%	A:計画通りに 実施し達成	=	140	
農村振興課	地産地消認 定店の拡大	・上越産品が開始では、 ・上越産品が開始では、 ・上越産品が開始では、 ・上越産品が開始では、 ・上越産品が開始では、 ・大きなのでは、	49	継続	<ul> <li>地産地消推進の店の認定数を 平成30年度までに160店にする。</li> <li>地産地消推進の店認定数 (平成30年度) 160店</li> </ul>	・地産地消推進の店の認定数 (平成30年度) 160店	- 地産地涌推進の店の認定数 (平成30年度)162店	A:計画通りに 実施し達成	4	æ	

#### 分野:環境学習

#### 目的:豊かな環境を継承する社会を目指す

#### 基本方針:環境啓発の推進

#### 主要施策:環境学習の推進と事業者支援

		目的					平成30年度				
担当課	事業名	Plan	事業No.	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績(実施内容) Bo	目標達成状況 Check	見直し・改善内 容 Action	特記	
環境保全課	環境学習施 設管理運営 事業	・市民及び事業者が環境保全 に対する主義を深め欲なともに、 もに、自己のでは、 もに、自己のでは、 もに、自己のでは、 のるため、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	50	継続	・講座等の実施や環境情報の発信を行い、市民及び事業者の環境 を行い、市民及び事業者の環境 保全に対動の意欲を高めるとと もに、活ちる。 を提供するこのででは、 ・環境等の実施 ・環境講座等参加者数:3,000人	同左	<ul> <li>環境講座等参加者数3,979人</li> <li>〈内配〉</li> <li>環境イベント 3,054名</li> <li>環境出前講座 901名</li> <li>・雷室や雷利用を学ぶ環境講座 24名</li> </ul>	A:計画通りに 実施し達成	-	環境構造を現代を現代を関係を関いているという。 できる はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい	
環境保全課	環境学習施 設管理運営 事業	・市民及び事業者の環境保全 に対する理解を深めるを終さ もに、自主的な活動関を喚起 するため、環境に関係 合的な学習の場を提供す る。	51	継続	・中ノ俣の自然やそこに暮らす人々の知恵と心に触れる自然体験学習を中心に、総合的な環境学習の場を提供する。 ・自然体験プログラムの実施 ・プログラム利用者数:2,600人		- プログラム利用者数2,613人	A:計画通りに 実施し達成	Va.	令和2年度末廃止予 定	

#### 分野:環境学習

目的:豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針:環境啓発の推進

主要施策:環境学習の推進と事業者支援

		目的		平成30年度							
担当課	事業名	Plan	事業No.	取組区分	目標 Plan	実施計画 Pian	実績(実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内 容 Action	特監	
生活環境課	ごみ焼却施 設管理運営 費	・中郷区、板倉区を除く全市で域から接渉みにある資政機が自然から接渉みと、環境域を連施設に対おいて環境域容等がはながまれて環境は容等のは、保知が、では、機関であるとともできるともできるともできるとなって、機関であるとなって、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では	52	拡充	・施設見学者数:800人(上越市クリーンセンター) 平成30年度までの果計見学者 2,822人	・市内小学校への施設見学会 の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校 ・見学申込者数 731人 (6/5現在)	・施設見学者数:2,529人(上越市クリーンセンター) 平成30年度までの累計見学者 4,551人	A:計画通りに 実施し達成	-		
生活環境課	し尿処理事業	・全市域から汚泥リサイクル パークに搬入をれるし尿、 浄化情形に関する場合を 及び清掃に関するはき 質汚濁防止法に基づき適保全 及び公衆衛生の向上を図 る。	53	継続	・施設見学者数: 450人 (汚泥リサイク)ルパーク) 平成30年度までの累計見学者 3,588人	・市内小学校への施設見学会 の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校 ・見学申込者数 89人 (6/5 現在)	*施設見学者数:496人(汚泥リサイクルパーク) 平成30年度までの累計見学者 3,634人	A:計画通りに 実施し達成	2		
晨林水産竪備課	林葉総務費	・各種林業権は ・各種林業権は ・各種林業権は ・経典を ・上継の負担を ・上継の負担を ・上継の会を ・上継の会を ・上継の会を ・上継を ・大きな ・上継を ・大きな ・上継を ・大きな ・上継を ・大きな ・・上継を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54	継続	・環境に関する講座の参加者数を 平成30年度までに3事業の調座参 加者数の累計で5,820人以上にす る。	・自然観察、トレッキングツ アーなど里山を活かしたイベ ントの開催 ・体験活動等を通じた教育カ リキュラムの充実	・環境関連講座等参加者数:156人 (上越線の少年団)	A:計画通りに 実施し達成		-	
農林水産整備課	くわどり市 民の森の維 持管理及び 運営	・豊かな自然を活用した環境 学習や林業体験を実施し、 森林保全の重要性を普及啓 発するため、施設の維持管 理及び運営を行う。	55	継続	· - 8		・環境関連講座等参加者数:6,114人 (上越市くわどり市民の森)	A:計画通りに 実施し達成	5		
農林水産整備課	二貫寺の森 管理運営費	・自然観察会やイベントを行 うとともに、二貫寺の森維 持管理組織の「二貫寺の森 保全会」と協働による管理 運営を行う。	56	継続			・環境関連講座等参加者数:109人 (二貫寺の森)	A:計画通りに 実施し達成	2	-	
社会教育課	謙信KIDSプロジェクト	・地域資源体験の人通り 用した体験を通り関学を 所となりである。 一型では 一型では 一型では 一型では 一型で 一型で 一型で 一型で 一型で 一型で 一型で 一型で 一型で 一型で	57	継続	・社会教育事業で自然体験、環境 学習に関する講座の参加者数を 平成30年度までに累計で1,025人 以上にする。     ・平成30年度目標322人	*市内の多様な自然環境の中での体験活動の実施 ・全21編座28コースのうち、「ゆき」「しぜん」「海」 「チャレンジ」「アウトア」の5講座7コースを対象 とする。	· 環境関連講座等参加者数:348人	A:計画通りに 実施し達成	2	**	
要施策:市民	、事業者と	の協働による取組の推進									
	環境政策総 務事業	・第3次環境基本計画の実施 内 容を市民等に対して広く周 知し、環境施策を推進す る。	58	維続	<ul> <li>第3次環境基本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現に向けて環境を保護する結束を推進するとともに、中間評価を行う。</li> </ul>	・環境関連事業の取相について進捗確認。 ・環境イベント等におけるアンケートの実施。 ・第3次環境基本計画の進捗について、中間評価実施。 ・「上越市の環境」により、 取組状況の公表	・第3次環境基本計画の進捗について、第2回環境政策審議会 において中間評価を実施した。	A:計画通りに 実施し達成	-	2	

### 分野:環境学習

目的:豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針:環境啓発の推進

主要施策:環境学習の推進と事業者支援

ter at em		目的					平成30年度			
担当課	事業名	Plan	事業No.	取組区分	自標 Pian	実施計画 Plan	実績(実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内 容 Action	特記
環境保全課	環境政策総務事業	*環境基本計画の策定、環境に の保全やととについるとについるとについるとについるとについるとについるとはでいるとはでいるとは別等では、環境に 経験者等の専門らの意とは、 にたったのでは、では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	59	継続	*環境政策審議会の開催 環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄 物の減量等に対することについて、学談経 験者、関係行政機関、事業者等の専門家や 公募に応じた市民からの意見を環境施策に 成映させるため、環境政策審議会を開催す る。	平成30年度環境関連事業 等について審議	・環境関連の案件について、環境 政策審議会を開催し、審議した。 ・第1回目(平成30年6月19日開催)第3次環境基本計画の進捗 状況等について ・第2回目(平成30年11月29日開催) 公共施設における省エネルギー化体制の強化等について	A:計画通りに 実施し達成	-	-
環境保全課	環境マトシネ ストン事業	*上越市環境マネジメントシステム(JMS)を活用し、 市の環境問題への取組を具 体的に実践する。	60	拡充	・現行のJMS計画期間の最終年度となることから、今後の運用について、見直し・検討を行う。	・JMSを活用し、環境問題への取り組みを具体的に推進する。 ・環境目標 「不達成 人法令党法規制監視測定 を課所管の法規制監視測定 該当上についる。環境 を課所管の法規制監視測定 該当地で100%適合 ・JMSの見 直しについるで、環境 に見直となびEMSを行う。・ ・メンメントでは他カーボン・ ・ルジメントは強力・ ・ルジメントは強力・ ・ルジメントではいます。 ・水シスの手度に2013年度はでるため、公共施設におけるを行う。 ・人生の30年方と2013年度はでるため、公共施設におけるを行う。	・環境目標(第4四半期まで) 17項目のうち14項目達成。2項目未達成。1項目期別目標なし。 未達成・ ・未達成項目 1 グリーン購入不適合品購入 1 目標 不適合購入品目数 0品目 実績 1品目 測量射帳的水タイプ (生活排水対策課) 原因 グリーン購入適合発力にため。 2 市内の家庭系及び事業系ごみの排出量 目標 46,600 t (合計) 実績 43,504 t (容能) 実績 43,504 t (容能) 医数 50,500 t (合計) 原因 事業系ごみの排出量の内訳として、 燃やせばないごみの排出量の内訳として、 燃やせばないごみの排出量が増加した。要因としては民営借金から事業系として排出されるアパートごみが増えていると推測される。	C:計画通り実 施しているが 未達成		ä

#### 分野:環境学習

目的:豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針:環境啓発の推進

	・ ボンジ・ ・ 環 「及シ」テエキ ・ 東 メンコー・ 東 を ニムステエキ ・ 東 メンコー・ 東 名を コットの リ 、	エコアクラクラウィー スティー スティー スティー スティー スティー スティー スティー ステ	継続	・「エコエケション21」の音及プログラム「自治体イニシアティブ・ブルグラム」を通及で発を関け、「カース・カーの音」ので発を関け、「エコアウンまた、企業財間を行い制度の周知を行う。	・環境マネジメントシステム 着及啓発・「自治体イニシアティブ・ プログラム」に参加し、 事業者に「エコアクション 21」認証取得支援を行う。 ・「エニアクション21」認証 取得促進のための周知 ・広報上越 7/1号掲載予定 ・上越商工会議所 会員向けば ・自治体イニシアティブ・ プログラムの実施 (8月上旬開始予定)	A∶計画通りに 実施し達成	
--	--	--	----	---	---	------------------	--

# 温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減目標の達成状況(平成30年度)

環境目標の項目	目標値	取組結果	達成状況
① H24~H26 のエネルギー使用量が原油換算値でいずれも 15 kℓ以上ある 173 施設のエネルギー使用量の削減割合(基準値に対し毎年△1%)	基準値 15,862 kℓ  H24~H26 のエネルギー使用量が原油換算値でいずれも 15 kℓ以上ある施設の 3 か年平均値  目標値 15,228 kℓ  (対基準値比△4%) 目標値は平成 27 年度から毎年基準値比△1%とし、平成 30 年度は△4%と設定	13, 032 kℓ ・基準値比 △17. 8%	達成
②温室効果ガス排出量 (平成 29 年度)	68.2千t-C02	68.0 千 t-C02	達成

上記2項目は、第3次上越市環境基本計画で定めた4つの望ましい環境像のうち、地球環境分野における目標であり、これら目標を「達成」した。

<sup>※</sup>国の「地球温暖化対策計画」で具体的な削減目標が掲げられている事項であることから、抜き書きして示している。

## 平成30年度 廃棄物処理法、大気汚染防止法等の法令遵守状況

## 1 法規制監視測定件数

平成 30 年度における法規制遵守状況は、測定数 1,703 件のうち、<u>適合 1,698 件、法基準値不適合 0</u>件、自主基準値不適合 5 件

法令の名称	適用項目	対象施設等	I V	測定数	適合数	法 基準値	自主 基準値
		名称	数			不適合	不適合
廃棄物処理 法ほか	浸出水、 地下水	一般廃棄物最終処分場 (薬師山埋立地 ほか)	4	36	35	0	1
廃棄物処理 法	汚泥、焼 却灰及び ばいじん	一般及び産業廃棄物 (上越市クリーンセンターほ か)	11	71	71	0	0
大気汚染防 止法	ばい煙	廃棄物焼却炉、ボイラー (上越市クリーンセンターほか)	13	11	11	0	0
悪臭防止法ほか	悪臭	<ul><li>悪臭原因物</li><li>(上越市クリーンセンター、汚泥リサイクルパーク)</li></ul>	2	3	3	0	0
騒音規制法ほか	騒音	圧縮機、ポンプ、送風機等 (柿崎コミュニティプラザ、 雁木通りプラザほか)	73	78	78	0	0
振動規制法振動		圧縮機、ポンプ、送風機等 (教育プラザ、高田図書館ほか)		45	45	0	0
水質汚濁防 止法ほか	排水	排水処理施設 (下水道センター、農業集落 排水処理施設ほか)	56	474	472	0	2
下水道法	排水	下水処理施設 (下水道センター、浄化セン ター)	7	63	61	0	2
労働安全衛 生法	ダイオキ シン類	廃棄物焼却炉 (上越市クリーンセンター)	1	2	2	0	0
肥料取締法	有害物質	汚泥肥料 (汚泥リサイクルパーク)	1	1	1	0	0
県公衆浴場の 配置、衛生措 置の基準条例	水質	浴槽水 (ユートピアくびき希望館、 八千浦交流館はまぐみ)	2	13	13	0	0
フロン排出 抑制法	第1種特 定製品	エアコン等	298	906	906	0	0
		計	509	1, 703	1, 698	0	5

## 2 未達成項目及び理由等

法令等の名称	施設名	月	不適合の状況	是正措置・再発防止策の状況
<ol> <li>水質汚濁防止法</li> <li>下水道法</li> </ol>	上越市下水道センター	5	状況         ・上越市下水道センターの放流水の大腸菌群数が JMS 自主基準値の 1,500 個/cm³ を超過して 2,600 個/cm³ が検出された。         原因         ・放流水の質及び量に対して、次亜塩素酸ナトリウムの注入量が足りていなかったため。	是正措置 ・自主基準値超過を確知した段 階で、次亜塩素酸ナトリウム で残で、大脚な点検し、が流水で残留塩とを確認した。 ・放流を経水し、大腸菌群の であると経水し、結果は 0 の試験を行っ、結果は 0 個 / cm³ であるとを再度測定し、残協 を1 日に再度測定し、残協 を1 日に 1 の 関 / 2 の 表 とを である 2 とを であることを のは、 1 の 関 / 2 の 表 とを を2 の 1 の 関 / 2 の 表 とを を3 の 個 / 3 であることを 確認した。
				再発防止策 ・次亜塩素酸ナトリウムの注入とした。 300kg 程度とし、流入の質及び量を把握し、流入ので最適量を把握をでした。 40間、残留塩素測出さる。 40に毎日午後の2厘検出ることを確認する。 4位を確認する。 4位を確認する。 4位をではなるの施設をではなり、一般によりできる機能に変更するとを検討する。
法令等の名称	施設名	月	不適合の状況	是正措置・再発防止策の状況
<ul><li>③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li></ul>	柿崎区一 般廃棄物 最終処分 場	8	状況 ・平成30年8月27日(月)、柿崎区一般廃棄物最終処分場において水質検査を行ったところ、放流水の過マンガン酸カリウム消費量が JMS 自主基準の10mg/0を超過して、26mg/0が検出された。	是正措置 ・毎月の採水予定日を月末から 中旬に移行し、天候の良い条 件下で処分場の現況を正確に 分析できるよう、日程を確保 する。
			原因 ・通常は月末に採水を行の悪いのででである。 を一方ででは、8月末に採水を行の悪いののででででででででででででででででででででいる。 を一方でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	再発防止策 ・採水後のサンプルに臭気や透れと異常が低いなど異常が見られる場合は、市の担当者にの担当者にの力とともでの担当者にの天力を直接であるととでの大きない。 ・大報のは、新たに大力が大きなが、一大が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力

法令等の名称	施設名	月	不適合の状況	是正措置・再発防止策の状況
<ul><li>④ 水質汚濁防止法</li><li>⑤ 下水道法</li></ul>	大潟浄化センター	8	状況 ・平成30年8月21日(火)、自主検査において9時30分に採水した放流水のノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油類及び動植物油脂類油脂類)がJMS自主基準値の1.5mg/0を超過して、2.8mg/0が検出された。	是正措置 ・自主基準値超過を受け、8月27日(月)に再度ノルマの検さに再質含す、金属に有質の際では、1年であることを考慮は類をできることを考慮を変数を表することを考慮を変数を表する。 ・検査を行った。・検査をできるが、対対が表別をできまれるが、対対があるが、対対があるが、対対があるが、対対がある。 ・をはいる。 ・をはいるいる。 ・をはいるいる。 ・をはいるいる。 ・をはいるいる。 ・をはいるいる。 ・をはいるいるいる。 ・をはいるいるいるいる。 ・をはいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる
			原因 ・過去 10 年間において、検出の 事例がないことから明瞭な原 因は不明であるが、採水時、 放流水中に均一に存在しない ノルマルへキサン抽出物質と して検出される何かが、 どンにスポットで入り込んだ こと。	再発防止策 ・原因は明確ではないものの、流入下水に油脂類が混響をあることは下水があることであることであることであることである。とながあることが多いである。 ・大潟浄化センターにおいてるという。 ・大潟かんでありまる。 ・大潟かんが、引き続きをする。 ・対ののでは、おいているといるとのでは、おいているとのでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのではないのではないのではないので

## 令和元年度における環境施策の推進について

## 1 取組方針

第3次環境基本計画に基づくこれまでの取組を継続し、環境関連事業(61事業)に係る事業の進捗管理を行う。なお、環境管理委員会や環境政策審議会でも環境関連事業(61事業)について実績報告等を行い、環境施策の推進を図る。

さらに、今年度から環境関連事業(61事業)の中でも省エネルギーの推進に係る事業に重点を置き、国が掲げた温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で40%削減する目標の達成に向け、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)及び地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づく事業者としての責務を果たすため、今年度から全ての公共施設等を対象とし、更なる取組の強化を行う。

## 2 削減目標

算定基礎となるエネルギー使用量及び下表の項目について、<u>各年度において前年度比 2%削減を目標</u>とする。

## 全ての公共施設における温室効果ガス排出量の削減目標

項目	2013 年度実績	2030 年度目標値
温室効果ガス排出量	61.4千t-C02	36.8 ∓ t-C02
温室効果ガス削減量(2013 年度比)	=	24.6 千 t-C02
温室効果ガス削減割合(2013 年度比)		40%

<sup>※</sup>平成30年度まではエネルギー使用量が15kl以上ある173施設を対象とし可視化していたが、令和元年度からは全施設を対象とする。

本方針:環境污		た循環型社会を目指す				
主要施策:大勢	え 汚染の防止					
担当課	事業名	目的	事業No.			令和元年度
)= 4 px	7.4	Plan	4-34.110.	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan
環境保全課	大気汚染対 策事業	・大気汚染(光化学オキシダント、PM2.5)の常時監視情報を市民に周知するほか、悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、必要に応じ臭気測定を実施する。	1	継続	・大気汚染物質(光化学オキシダント、PM2.5)の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合には、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。	・異状時に備え、環境対策係及び休日は当番職員が、県の観測記録確認(1日2回)する。 ・大気汚染物質の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合、に市民に情報提供、注意喚起を実施する。 ・悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行因者に改善を求めるとともに、必要に応じて臭気測定を実施する。 ・大気汚染物質の濃度が高くなる時期に合わせ、周知を行う(広報月、6月)
主要施策:騒音	音・振動、思	<b>原臭の防止</b>				
環境保全課	騒音・振動 対策事業	・高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求める。 ・新幹線沿線において列車走行音の測定を実施し、新幹線騒音の音源対策の進捗とその後の騒音の経過について監視を行う。	2	継続	・事業場の騒音・振動が規制基準を超過した場合に、指導により改善された割合: 100%	・高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者し、速やかな改善を求める。 高速道路騒音の測定(6~7月)、自動車騒音の測定(11~12月)・環境騒音の測定を実施し、基準の超過を確認した場合、道路管理改善を求める。 環境騒音の測定(11月~12月)・新幹線騒音に対し音源対策工事が行われたことから、効果等を把ため市内2地点(県:3地点)で測定を実施する。 新幹線騒音の測定(10月)
主要施策:水質	复保全・排力	く処理対策の推進				
環境保全課	水質汚濁対 策事業	・河川、海域、湖沼の水質等の水質等 測定により環境基準の達成状況などを 監視するほか、水質汚濁防止法に基づ く特定事業場の排出水調査により排水 基準の遵守状況などを把握する。 ・冬期前後に多発する油流出事故を抑止するため、市民及び事業者に対し計 画的に注意喚起を図る。	3	継続	・水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水が、環境基準を超過した場合に、指導により改善された割合:100%	・河川、海域、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状を監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排出水調査排水基準の遵守状況などを把握する。 ・冬期前後に多発する油流出事故を抑止するため、市民及び事業者計画的に注意喚起を図るほか、事故が多発する傾向にある地域にお個別に注意喚起を実施する。 〇各種測定 ・河川等の水質測定(4~3月) ・事業場の排出水調査(4~3月) 〇意識啓発 ・注意喚起の実施(広報上越:11月、FM放送:11~12月)
生活環境課	し尿収集事業	・市内全域のし尿をくみ取り、清潔な 生活環境を保持する。	4	継続	・市内全域のし尿をくみ取り、利用者から の汲取り依頼を遅滞なく実施するととも に、業者に委託し、適切にし尿の収集運搬 を行い清潔な生活環境の保持を図る。	・非水洗化トイレ及び仮設トイレから発生するし尿を収集し、汚泥クルパークへ搬入し清潔な生活環境の保持に努める。 収集量 6,315kℓ
生活環境課	し尿処理事 業	・全市域から汚泥リサイクルパークに 搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物 の処理及び清掃に関する法律や水質汚 濁防止法に基づき適正に処理し、生活 環境の保全及び公衆衛生の向上を図	5	継続	・全市域から汚泥リサイクルパークに機入されるし尿、浄化槽泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	し尿 : 6,315kℓ 浄化槽汚泥:46,620kℓ

#### 分野:生活環境 目的:快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す 基本方針:環境汚染の防止 主要施策:騒音・振動、悪臭の防止 令和元年度 目的 事業No. 担当課 事業名 Plan 寒施計画 目標 取組区分 Plan Plan 下水道汚水管渠の整備を着実に進めるとともに、未接続世帯への戸別訪 汚水衛生処理率85.7% 公共下水道、農業集落排水は、市民 |生活排水対策課 |生活排水対 間を実施する。 |生活に密着した生活関連基盤施設であ 策事業 - 合併処理浄化槽の処理能力は下水道等と同等であることを周知するとと ることから、引き続き下水道汚水管渠 もに、合併処理浄化槽設置費補助制度の利用を促し、合併処理浄化槽の設 の着実な整備を進めるとともに、戸別 置を進める。 訪問の実施により接続率の向上を図 6 継続 ・合併処理浄化槽の設置については、 |循環型社会形成推進交付金を活用する ほか、市の補助金交付制度により設置 者の負担軽減を図るなど設置推進に努 める。 |主要施策:地下水の保全、土壌汚染の防止 ・国、県と共同で行う水準測量において、2級路線77km(計画距離)の調査 新設の揚水設備における降雪感 |地盤沈下対 |・県と共同で、地下水位・地層収縮量 環境保全課 を行う。 知器の設置割合:90%以上 の観測を行うとともに、水位の低下状 策事業 ・県と共同で、地下水位、地層収縮量の観測を行う(12月~3月の毎日)と 況に応じて、地盤沈下注意報(警報) ともに、水位の低下状況に応じて地盤沈下注意報(警報)が発令された際 を発令し、地下水の節水啓発を図り地 は、地下水の一層の節水啓発を図り地盤沈下の抑制に努める。 盤沈下の防止に努める。 - 揚水設備設置届出者に対する節水型降雪感知器の設置勧奨等(通年:100 継続 件程度) 揚水設備設置者を対象とする研修会 ・県と共催で揚水設備設置者研修会の開催(11月下旬)、広報上越、市 を開催するほか、新規設置に伴う事前 |ホームページ、広報車等による節水啓発を行う。 届出などについて、市民及び設置請負 事業者に周知徹底する。 主要施策:化学物質等による汚染の防止 ・上越地域消防事務組合管内の各消防署で |・上越地域消防事務組合管内の 上越地域消防事務組合管内の各消防 環境保全課 放射線量の 測定された空間放射線量について、毎月広 各消防署で測定された空間放 周知等(予 署で測定された空間放射線量につい 継続 射線量を、毎月広報上越で公 報上越で公表する。 算事業な て、毎月広報で公表する。 表する。 基本方針:生活環境の維持・向上 主要施策:ごみの適正処理の推進 ・市民の自主的な地区衛生活動や生活環境 |・各区(板倉区は除く)及び合併前上越市の生活環境協議会に対し補助金 清掃総務管 各種団体の活動への支援を 生活環境課 の向上に取り組んでいる生活環境協議会の |を交付し、活動を支援する。 理費 通じて、市内の生活環境の 9 活動に対し運営経費の一部を補助し、環境 継続 保全を図る。 美化と意識向上を図る。 同左 〇ごみ収集運搬業務委託 家庭ごみ(燃やせるごみ、 生活環境課 ごみ収集運 ・燃やせるごみ収集回数 週3回 搬事業 燃やせないごみ)の収集運 ・燃やせないごみ収集回数 月2回 搬及び中間処理を適正に行

10

うことにより、生活環境の

保全を図る。

継続

市内の家庭系及び事業系ごみの排出量

家庭系46,600 t 事業系20,900 t

目的:快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針:生活環境の維持・向上

4CI 1// 3FB	古世力	目的	<del>का संस्</del> रा.		令和元年度						
担当課	事業名	Plan	事業№	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan					
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ(燃やせるごみ、 燃やせないごみ)の収集運 搬及び中間処理を適正に行 うことにより、生活環境の 保全を図る。	11	継続	○燃やせないごみ中間処理業務委託 ・燃やせないごみを中間処理施設にて 破砕し、資源物(金属類等)を選別 した後に、残渣をクリーンセンター へ搬入する。 ・処理量(見込み):2,781t ・残渣運搬量(見込み):2,226t	同左					
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ(燃やせるごみ、 燃やせないごみ)の収集運 搬及び中間処理を適正に行 うことにより、生活環境の 保全を図る。	12	継続	・家庭ごみ有料化事業 家庭ごみ指定袋を作成するとともに、保 管・配送業務を実施する。 3歳未満児の属する世帯へ指定袋引換券 を無償配布し、子育て世帯への経済的負担 を軽減する。	・家庭ごみ用指定袋(11種 類)、指定シール(6種類) を作成し、市指定の取扱所で 販売する。 ・3歳未満児の属する世帯へ、4 月末志でに指定袋引換券を無 償配布する。 配布予定:3,850人					
生活環境課	ごみ収集運 搬事業	・家庭ごみ(燃やせるごみ、 燃やせないごみ)の収集運 搬及び中間処理を適正に行 うことにより、生活環境の 保全を図る。	13	継続	・ごみ集積施設設置費補助事業 町内会が行うごみ集積施設の新設 修繕に要する費用の一部を補助する。 補助率:1/2 (限度額1基当たり10万円) 交付件数(見込み) 設置等62件 修繕 24件 合計 86件	同左					
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及 び再資源化を進め、生活環 境の保全を図る。	14	継続	止手続きを完了させる。 ・中郷区一般廃棄物最終処分場は、放流水の水質分析等、通常の維持管理に加え、浸出水の水質分析等、施設廃止のための調査 を継続する。	・4~6月 ・調査結果を取りまとめ、県へ廃止届を提出し、廃止手続きを完了させ る。					

目的:快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針:生活環境の維持・向上

主要施策:ごみの適正処理の推進

担当課	W 40. 21	目的	ofe distr			令和元年度
担当旅 争来在	事業名	Plan	事業No.	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及 び再資源化を進め、生活環 境の保全を図る。	15			
生活環境課	ごみ処理対 策事業	・廃棄物の適正な最終処分及 び再資源化を進め、生活環 境の保全を図る。	16	継続	○最終処分場整備事業 ・上越市内における最終処分場の整備を目 指し、新潟県と情報交換を実施する。 ・県が設置する検討委員会へ出席し、調査 地選定作業に協力する。 (R1では3回程度 開催予定)	同左
生活環境課	ごみ処理対 策事業	・廃棄物の適正な最終処分及 び再資源化を進め、生活環 境の保全を図る。	17	継続	〇その他、ごみ処理対策の推進 ・クリーン活動ごみなどの回収及び 処理を行う。	・現業職員6人によりクリーン活動ごみの回収を実施する。
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・全市域からごみ焼却処理施設(第十 第2クリーンセンター及び新上越市ク リーンセンター)へ搬入される可燃ご みを廃棄物の処理及び清掃に関する法 律や環境基準により適正に処理し、生 活環境の保全及び公衆衛生の向上を図 る。	18	継続	・可燃ごみ処理量(見込み) 上越市クリーンセンター 46,732トン	同左
生活環境課	廃棄物処理 施設整備事 業	・既存の廃棄物焼却処理施設 の老朽化とごみ質の変化に 対応するため、平成29年10 月の供用開始を目指して新 クリーンセンターを整備す る。	19			
	サイクルの推	The state of the s			V	
生活環境課	資源物分別 収集事業	- 循環型社会の形成に向け、 分別収集した資源物の再資 源化を推進する。	20	継続	〇資源物収集運搬業務委託 ・町内会集積所、資源物常時回収ステー ション及びリサイクル推進店から資源物を 回収し、リサイクル施設へ搬入する。	- 資源物の収集運搬業務委託(11社)業務を行う。 -
生活環境課	資源物分別 収集事業	・循環型社会の形成に向け、 分別収集した資源物の再資 源化を推進する。	21	継続	〇分別収集回収品目中間処理業務委託 ・家庭から排出される容器包装やペットボ トル等の資源物の中間処理を行う。	・中間処理業務(9社)を事業者へ委託する。
生活環境課	資源物分別 収集事業	・循環型社会の形成に向け、 分別収集した資源物の再資 源化を推進する。	22	継続	〇再商品化業務委託 ・容器包装 (プラスチック製・紙製) や乾 電池などの資源物の再商品化業務を委託 し、適正処理を行う。	・日本容器包装リサイクル協会や事業者へ再商品化業務を委託。

目的:快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針:生活環境の維持・向上

主要施策:リサイクルの推進

担当課	事業名	且的	事業No.			令和元年度
/2-Jun	7.1	Plan	- France	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan
生活環境課	資源物分別 収集事業	・循環型社会の形成に向け、 分別収集した資源物の再資 源化を推進する。	23	継続	○資源物常時回収ステーション整備事業 ・資源物6品目を回収する資源物常時回収 ステーション(市内18か所)の維持管理 (自動消火器の設置等)、巡回整理を行う。 ・掲示物の劣化が激しいステーションにつ	同左
					いては、掲示物の入れ替えを行う。	
生活環境課	資源物分別 収集事業	・循環型社会の形成に向け、 分別収集した資源物の再資 源化を推進する。	24	継続	・資源物集積所整備事業 集積所で使用する看板や表示板等を作成 し、希望する町内会へ配布する。	・看板や表示板等の作成、配布 (見込み) 作製数 700 (品目表示板、看板、 回収箱) 配布 1,440
生活環境課	資源物分別 収集事業	・循環型社会の形成に向け、 分別収集した資源物の再資 源化を推進する。	25	継続	・生ごみリサイクル事業 分別収集した生ごみを民間事業所に搬入 し、バイオガスを発生させ汚泥乾燥用の燃 料や肥料としてリサイクルする。 生ごみ回収量(見込み) 8,654トン	同左
	 境美化の推進					
生活環境課	生活環境保 全美化対策 事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生	26	継続	・全市クリーン活動 春、夏、秋に一斉清掃月を設定し、全町 内会に参加を呼びかけ、空き缶や散乱ごみ などの回収・清掃活動を実施する。 目標参加人数 60,000人	
生活環境課	生活環境保 全美化対策 事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	27	継続	・市道側溝土砂収集運搬事業 町内会が清掃した市道側溝の土砂を収集 運搬する。	・実施内容(見込み) 対象町内会 171町内 収集量 290トン
生活環境課	生活環境保 全美化対策 事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	28	継続	〇環境パトロール事業 ・不法投棄の監視及び野焼きへの指導を行う。 ・不法投棄物やポイ捨てごみの早期発見・ 早期対応を行い、投棄者が特定できる場合 は、警察等と連携して対処する。 ・ごみ集積所や常時回収ステーションの巡 回、排出物の整理・指導を行うとともに、	

分	野	;	生活環	境

目的:快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針:生活環境の維持・向上

主要施策:環境美化の推進

担当課	事業名	目的	事業No.	令和元年度				
7 7	7*1	Plan		取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan		
生活環境課	生活環境保 全美化対策 事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	29	継続	・ごみヘルパー事業 障害や高齢などの理由でごみの分別や集 積所への排出が困難な世帯へ、町内会等と 連携してヘルパーを派遣する。	<ul><li>実施内容(見込み)</li><li>ヘルパー委嘱人数 58人</li><li>支援世帯数 66世帯</li></ul>		
要施策:景観	見形成の推進							
都市整備課	景観デザイン事業	・地域の特性を生かした景観 づくりを推進するため、観計 画に基づき、以下の事業に 取り組制度の実施 ・景観を ・景観を ・景観をの実施 ・景観をの実施 ・景観を ・景観をの実施 ・景観を ・景観をの変発行 ・景観できたのの ・景観である。 ・景での ・一の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一	30	継続	・景観アドバイザーからの助言や届出制度の実施により、周辺地域との調和を図り、公共施設及び民間施設の景観の向上を推進する。 ・また、広報に景観に関する内容を掲載し、市民意識の高揚を図る。 ・その他、特徴的な景観が残る地域を対象に、地域住民と協働して景観まちづくりに取り組む。	・景観審議会の開催 ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイス実施(毎月1回) ・届出制度の運用(随時) ・広報上越への掲載(1月) ・景観まちづくりの取り組みの支援		

## 主要施策:生物多様性の保全

担当課	事業名	目的 Plan	事業No	令和元年度			
担当味 争未在	尹禾石			取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	
環境保全課	自然環境保全推進事業	・良好な自然が残る地域を自然環境保全地域に指定することで、希少な動植物の生息環境の保全を進める ・良好な自然環境が残る地域などを問知し、市民等の環境保全意識の高揚につなげる。	31	継続	・自然環境保全地域を1箇所指定する(全7 箇所目)。	・自然環境保全推進委員会を開催し、自然環境保全地域の指定等について 検討する。 ・指定案の縦覧を経て、保全地域の指定(告示)を行う。 ・自然環境保全地域、同候補地等において、自然環境調査・監視員による 定期巡回や現況調査等を行う。 ・保全地域の指定候補地において、自然観察ツアーを1回開催する。 ・自然環境保全地域において、地域の団体等が行う保全活動の支援を行う。	

#### 分野:自然環境 目的:自然と共生した社会を目指す 基本方針:自然環境との共生 主要施策:生物多様性の保全 令和元年度 目的 担当課 事業名 事業No. Plan 実施計画 目標 取組区分 Plan Plan クマやイノシシなどの大型野生 環境保全課 鳥獸保護管 野生鳥獣による農作物被害 〇出没抑制対策の実施(2年目) 理事業 を防止するため、適切に有 鳥獣による人身被害:0人 ・金谷区・春日区及び中郷区をモデル地区として選定し、出没抑制事業 を実施するとともに効果を検証する。 害鳥獣捕獲許可を交付する ほか、人身被害を防止する 〇被害防止体制の充実等 ため大型鳥獣が出没した際 ・市街地において大型獣が出没した際の初動対応や態勢等を見直し、マ には警察及び市内の猟友会 ニュアルを策定する。 大型獣出没時に対応する際の用具を整備する。 支部などと連携し、市民の ・大型獣が出没した際には、人身被害を防止するため警察及び市内の猟 安全確保に努める。 継続 人身被害防止のため、大型 友会支部などと連携し、市民の安全確保に努める。 〇被害防止の注意喚起 獣に関する情報提供を行う ほか、市民一人ひとりが事 ・広報上越でのシリーズ掲載やクマ学習会を開催し、クマの生態や大型 獣に出会わないための手法や誘因を防止するための手法等の啓発を行う。 故や誘因を防止するために クマ出没時には、保育園や学校、町内会等に速やかに注意喚起すると 自らができる事などの啓発 ともに安全メールや市ホームページ等で情報提供する。 に努める。 ・クマ出没多発期前の周知(広報上越等:5月、10月) 主要施策:開発事業に対する環境配慮の誘導 環境保全課 環境政策総 開発事業で環境に及ぼす影響につい 上越市環境影響評価会議の設置 ・該当案件に応じ、環境影響評 て専門的な意見を求められた際、環境 価会議開催 務事業 及び運営に関する要綱第2条によ 33 影響評価会議を開催し、環境影響評価 継続 り、公害の防止及び自然環境の に係る技術的な事項を調査審議する。 保全の見地から調査審議する。 基本方針:自然環境の活用 主要施策:緑地・公園の活用 農林水産整備課 くわどり市 上越市の水源の森である、 中山間地の水源地域の森林を市 ア・木工作体験の充実 民の森維持 くわどり市民の森を、自然 民の共有財産として捉え、市民 季節に応じた市民の森観察会の実施 管理及び運 観察や森林浴などが出来る の森として活用し、林業体験や 営事業 市民の憩いの場、環境学習 環境学習を通じて利用者の里山 保全に関する理解を深めるとと や森林体験活動の場として 34 継続 もに、森林整備を進め水源涵養 整備を行う。 など森林の持つ多面的機能の向 上を図る。 ア 市民の森を利用したイベントの開催 農林水産整備課 森林保育管 森林・山村の多面的機能を · 地域住民、森林所有者、NPO法 ・越後ふるさと里山林協議会や 県と活動組織との橋渡し役と 理事業 発揮するため、森林整備等 人、民間団体などが協力して作 を実施する活動組織への事 る活動組織が行う、地域環境保 して連絡を密にとり、活動が 35 円滑に行えるよう支援する。 業推進、指導を行う。 継続 全、森林資源利用、森林機能強化の取組

を支援する。

活動予定組織: 5団体 活動予定面積:25.7ha

## 分野:自然環境

目的:自然と共生した社会を目指す

基本方針:自然環境の活用

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.		Later the property	令和元年度
1	7.4.1		77.10	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan
都市整備課	都市公園整備事業	・平成27年6月に改訂した高田公園基本 計画および高田公園短期整備計画に基 づき、【交流拠点】、【歴史公園】、 【観光拠点】の機能を有した「総合公 園」として計画的に整備を行う。	36	継続	・高田公園の更なる交流を促進するため、 利用者の安全性や魅力を高める施設整備を 実施する。	ア 内堀護岸整備 高田城の本来の「土塁」の姿を損なわない景観に配慮した整備を行う イ 園路改築 来園者の安全を確保するため、南掘周辺園路の改築を行う。
都市整備課	都市公園整備事業	・五智公園の貴重な自然資源を五感で 感じられるよう、【学び】【遊び】 【健康】の3つの柱に基づいた整備を 行う。	37	継続	・希少な自然資源を保護・保全していくとともに、利用者の利便性と魅力を高めて、自然と調和した都市空間づくりを推進するため、老朽化施設等の施設整備を実施する。	<ul><li>ア 交通公園遊具等更新</li><li>遊具 2基</li><li>東屋 1基</li><li>イ 散策路整備</li><li>新池周辺</li></ul>
都市整備課	都市公園整備事業	・市民の憩いとコミュニケーションの 場としての公園を、バリアフリーや安 全・安心の観点から誰もが利用しやす いよう整備する。	38	継続	・利用者の安全・安心に配慮した施設整備 を実施する。	ア 長寿命化計画による遊具の更新撤去 直江津地区 1基 高田地区 4基
都市整備課	公園管理費	・市民の憩いやコミュニケーションの場となる都市公園等を安全で安心して利用できる空間とするため、適切な管理を行う。	39	継続	市民の憩いとコミュニケーションの場として、安全・安心に利用できるよう、地域との協働により都市公園の維持管理を実施する。  ア 公園管理事業 イ パーク・パートナーシップ事業 ウ 高田公園樹木保守管理事業	ア 公園管理事業 178公園 (264ha) の除草、清掃、樹木管理、遊具修繕等の維持管理を実施する。 イ パーク・パートナーシップ事業 136公園 (40.6ha) の街区公園等の管理を町内会等と協働で実施する。 ウ 高田公園樹木保守管理事業 ・高田公園樹長寿命化第二期計画に基づき、日常管理及び計画事業を実施する。 (土壌改良:454本、施肥:2185本、高所剪定:225本、伐採:22本、植樹:5本他・松くい虫防除対策として薬剤の樹幹注入を実施する。
要施策:環境農政課	竟保全型農業 自然循環型 農業推進事 業	・化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域慣行基準より5割以上低減する栽培とあわせて行う地域温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組及び有機農業の取組を行う農業者に対して支援する。	40	継続	・「農業の有する多面的機能の発 揮の促進に関する法律」に基づ き、化学肥料・化学合成農薬を 5割以上低減する取組と合わせ て、堆肥の施用や冬期湛水な ど、地球温暖化防止や生物多様 性保全に効果の高い営農活動に 取り組む農業者団体等を支援す	取組団体: 74団体 取組面積: 1, 231ha

目的: 低炭素社会を目指す

基本方針:地球温暖化対策の推進

担当課	事業名	目的	事業No.	令和元年度				
12 3 14	李米石	Plan	7° X(10.	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan		
環境保全課	環境政策総 務事業	・地球温暖化対策を推進する取組を具体的に推進し、普及・啓発を行う。			(事務事業編) ・国が掲げた温室効果ガスの削減目標 (2030年度までに2013年度比で40%削減)を達成するため、第2次財政計画(改訂版)及び公共施設等総合管理計画(基本方針)との整合をを図りながら、市役所における温室効果ガスの排出量及びエネルギー使用量について前年度比2%ずつ削減する。	(事務事業編) ・PDCAサイクル (JMS) を活用し, 温室効果ガス排出量削減への取組を具的に推進、普及させ、部局ごとに進捗管理を行う。効率的かつ効果的な法により設備更新及び運用を行うとともに、職員一人一人の日常業務にける温室効果ガス排出量の削減に寄与する事務事業編の取組を強化する。 ・ノーカーデー実施手順書の策定及び実施を依頼し、実績を管理する。		
		250	41	継続	・ノーカーデー実施職員の割合100% ・グリーン購入不適合品目数 0品目 〈区域施策編〉 ・地球温暖化対策を推進するため、ホームページや環境イベント等で実行計画や取組事例を周知する。	・広報上越 地球温暖化をテーマとした連載記事を掲載(6/1、7/1、8/1、9/1、10, 号) ・環境フェア(6月30日) ・商業施設等における環境イベントの実施(4月、5月、6月、 8月、11月、1月、3月)		
市民安全課	街灯整備· 維持管理事 業	・町内会が管理する防犯灯をLED化する 工事に要する費用の一部を補助し、LED 化を推進することにより、消費電力及 び二酸化炭素排出量の削減を図る。	42	継続	・町内会が管理する防犯灯のLED化率を 75%以上とする。	・市ホームページで情報発信(随時) ・防犯灯LED化補助金の交付 (随時受付)		
要施策:省:	エネルギーの	推進、再生可能エネルギーの導力	λ	J				
環境保全課	省エネル ギー・新エ ネルギー普 及推進事業	・上越市の貴重な資源であり、特徴である「雪」を活用し、加工食品や農産物の雪中貯蔵商品開発や雪を利用した 事業展開を支援し、雪冷熱エネルギーの利用による環境負荷の低減と再生可能エネルギーの導入を促進する。	43	統合	(環境学習啓発事業へ統合)			

目的: 低炭素社会を目指す

基本方針:地球温暖化対策の推進

担当課	事業名	目的	事業No.			令和元年度
担当床	争来省	Plan	加来年	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan
環境保全課	省エネル ギー・新エ ネルギー普 及推進事業	・新エネルギーシステム設置費補助 ・地球温暖化対策を地域で推進するため、市民が取り組める省エネルギーや 再生可能エネルギーの普及替発及び導入の促進を行う。 ・住宅用太陽光発電システム及びベ レットストーブ設備の設置に対する支 援を行う。	44	<b>%</b> 7		
環境保全課	風力発電事 業	・風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。	45	縮小	・風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。 ・発電電力量(売電電力量)の確保	- 発電電力量(売電電力量) 395,416kwh (378,413kwh) ※1基(3号機) の過去5年平均 ※2号機は部品の不具合により名立機は、ブレードの損傷により復旧の 途がたたないことから、計画から除外
生活排水対策課	下水道セン ター運転管 理費	・下水汚泥の消化により発生する消化 ガスのうち、未利用となっていたガス を用いて発電施設を稼働させることで 電気と温水を発生させ、それを場内で 利用し二酸化炭素の排出抑制に努め る。	46	継続	・これまでの下水道センター運転管理に加え、消化ガス発電による電力を場内で使用することで、主酸化炭素排出量の抑制を図る。(年間発電量1,248,000k附)・また、施見学等の来場者に、消化ガス発電施設を見学していただくとともに、バイオマス燃料を利用することで地球温暖化対策に寄与していること等について説明し、啓発を図る。	・消化ガス発電を適切に管理する。 ・施設見学等の申込みを受け入れ、来場者に説明をする。

担当課	事業名	目的 Plan	事業No	令和元年度			
担当訴 争集石	李朱石			取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	
都市整備課	土地利用対策費	・商業、医療、福祉などの都市機能が 集積する拠点を維持・形成するとも に、各拠点間や拠点と集落の間を道路 やバスなどで結ぶ効率的で環境負荷の 低い交通ネットワークの構築に取り組 み、人や物の移動などに伴う温室効果 ガスの排出の削減を図る。	47	継続	上越市都市計画マスタープランにより、「人や物の移動を支える交通ネットワーク」の構築するため、立地適正化計画に基づき、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進する。	【高田地区】 ・地元と地区全体のまちづくり方針を立案 ・具体的に施策展開するモデル地区を選定 【直江津地区】 ・庁内検討の開始準備を完了(素案作成)	

目的: 低炭素社会を目指す

基本方針:地球温暖化対策の推進

主要施策:地産地消の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度				
12.3杯 学术1	争未有			取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan		
教育総務課		・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地場産(上越産) 使用割合を 平成30年度までに12%以上にする。	48	継続	・学校給食での地場産野菜の使用拡大を図 り地産地消を推進するため、地域との連携 をさらに強化する。	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地場産(上越市産) 使用割合 合 令和元年度目標 13%		
農村振興課	地産地消認 定店の拡大	・上越産品を積極的に取り扱う小売店・飲食店などを応援する地産地消推進の店認定事業により、地場産の農林水産物を食す機会を増やすとともに、「上越の食育」のホームページをはじめ、様々な媒体や機会を捉え、、地場の食材や食文化の情報提供を行うことで、市民の地産地消の意識の醸成を図る。	49	継続	・地産地消推進の店の認定数を 令和元年度までに165店にする。 ・地産地消推進の店認定数 (令和元年度)165店	・地産地消推進の店の認定数 (令和元年度)165店		

## 分野:環境学習

目的:豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針:環境啓発の推進

主要施策:環境学習の推進と事業者支援

環境保全課	環境学習施 設管理運営 事業	・市民及び事業者が環境保全 に対する理解を深めるとと もに、自主活動の意欲を高 めるため、環境に関する総 合的な学習の場を提供す る。	50	縮小	環境イベントへの出展や環境講 座等の実施補助、環境情報の発 信を行い、市民及び事業者の環 境保全に対する理解を深めると ともに、活動の意欲を高める機 会を提供する。     環境イベント及び環境講座等参 加者数: 2,500人	同左
環境保全課	環境学習施 設管理運営 事業	・市民及び事業者の環境保全 に対する理解を深めるとと もに、自主的な活動を喚起 するため、環境に関する総 合的な学習の場を提供す る。	51	継続	・中ノ俣の自然や、そこに暮らす 人々の知恵と心に触れる自然体 験学習を中心に、総合的な環境 学習の場を提供する。 ・自然体験プログラムの実施 ・プログラム利用者数:2,600人	同左

## 分野:環境学習

目的:豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針:環境啓発の推進

主要施策:環境学習の推進と事業者支援

担当課	事業名	目的	事業№	令和元年度				
12-384	1.514 12	Plan		取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan		
生活環境課	ごみ焼却施 設管理運営 費	・中郷区、板倉区を除く全市 域から排出される資源化で きないごみを、ごみ焼却処 理施設において環境排出基 準を維持しながら、焼却処 理することに、焼却収むす るとともに、焼却灰等の埋 立基準に適合するよう適正 処理を行う。	52	継続	・施設見学者数:800人(上越市クリーンセンター)	・市内小学校への施設見学会の 依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校		
生活環境課	し尿処理事 業	・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する基づき適正に別理し、生活環境の全及び公衆衛生の向上を図る。	53	継続	・施設見学者数: 250人 (汚泥リサイクルパーク)	・市内小学校への施設見学会の 依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校		
農林水産整備課	林業総務費	・各種林業関連協議会への負担金や森林・環境保全活動団体への補助金を交付する。 ・上越地域治山林道協議会などへの負担金を交付する。 ・森と緑の感謝祭実行委員会(上越市と妙高市で開催)へ負担金を交付する。 ・上越緑の少年団育成会補助金を交付する。 ・上越緑の少年団育成会補助金を交付する。	54	継続	環境に関する講座の参加者数を5,790人以上にする。(農林水産整備課分) ※少年団員の減少に伴い、活動に参加する 団員の人数が減少するため。(今年度少年 団員数:13名、昨年度少年団員数:24 名))			
農林水産整備課	くわどり市 民の森の維 持管理及び 運営	・豊かな自然を活用した環境学習や林 業体験を実施し、森林保全の重要性を 普及啓発するため、施設の維持管理及 び運営を行う。	55	継続	環境に関する講座の参加者数を5,790人以 上にする。(農林水産整備課分)	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実		
農林水産整備課	二貫寺の森 管理運営費	・自然観察会やイベントを行うととも に、二貫寺の森維持管理組織の「二貫 寺の森保全会」と協働による管理運営 を行う。	56	継続	環境に関する講座の参加者数を5,790人以 上にする。 (農林水産整備課分)	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実		
社会教育課	謙信KIDSプロジェクト	・地域資源や地域の人材を活用した体験活動を通して、子どもたちの興味・関心を高めるとともに、異学年・協力し合う力、自主的な行動力、コミュニケーション能力を育成する。	57	継続	・社会教育事業で自然体験、環境学習に関する講座の参加者数を令和元年度までに累計で1,185人以上にする。	・市内の多様な自然環境の中での体験活動の実施 ・全18講座22コースのうち「しぜん」「ゆき」「海」の3講座4コースを対象とする。		

## 分野:環境学習

目的:豊かな環境を継承する社会を目指す

## 基本方針:環境啓発の推進

主要施策:市民、事業者との協働による取組の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度			
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	
環境保全課	環境政策総 務事業	・第3次環境基本計画の実施内容を市民 等に対して広く周知し、環境施策を推 進する。	58	継続	・第3次環境基本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現に向けて環境全般に関する施策を推進する。 ・環境イベント等におけるアンケートの実施。 ・「上越市の環境」により、取組状況の公表	・環境関連事業の取組について目標の進捗を確認。 ・環境イベント等におけるアンケートの実施。 ・「上越市の環境」により、取組状況の公表	
環境保全課	環境政策総 務事業	・環境基本計画の策定、環境の保全や 廃棄物の減量等に対することについ て、学識経験者、関係行政機関、事業 者等の専門家や公募に応じた市民から の意見を環境施策に反映させるため、 環境政策審議会を開催する。	59	継続	・環境政策審議会の開催 環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄 物の減量等に対することについて、学識経 験者、関係行政機関、事業者等の専門家や 公募に応じた市民からの意見を環境施策に 反映させるため、環境政策審議会を開催す る。	・環境政策審議会の開催 ・第1回目(6月) 令和元年度環境関連事業等について審議	
環境保全課	環境マネジ メントシス テム事業	・上越市環境マネジメントシ ステム (JMS) を活用し、 市の環境問題への取組を具 体的に実践する。	60	統合	環境政策総務事業に統合 (事業No. 41)		
環境保全課	環境マネジメントシステム事業	・環境省が定めた環境マネジメントンには、 メンン21」を通じ、 本では、 本では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	61	拡充	・「エコアクション21」の普及プログラム「自治体イニシアティブ・プログラム」を通じて、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。また、企業訪問を行い制度の周知を行う。  ・環境団体等との連携強化や団体同士のネットワークづくりによる新たな環境学習の取組をスタートさせる。	アクション21」認証取得支援を行う。 - 「エコアクション21」認証 取得促進のための問知 - 広報上越 7/1号掲載予定 - 上越商工会議所 会員向けメールマガジン、 企業訪問 - 自治体イニシアティブ・プ ログラムの実施 (8月上旬開始予定) - 環境団体とのミーティング、学習会を開催し、今後の取組について協調	

令和元年 8月 5日 第1回環境政策審議会資料 生 活 環 境 課

## 一般廃棄物処理基本計画(ごみ・生活排水・災害廃棄物)の中間改定について

## 1 一般廃棄物処理基本計画について

- ・ 廃棄物の適正処理のため廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、区域から発生する一般廃棄物の処理に関する計画の策定が義務付けられているもので、当市においては、平成18年度に計画を策定し、中長期の廃棄物処理行政の方向性について定めている。
- ・ 現行計画の計画期間は、平成 27 年度を初年度とした 10 年間とし、平成 36 年度(令 和 6 年度)を計画の目標年度としている。

#### 2 中間改定について

- ・ 中間目標年度を本年度(令和元年度)として、概ね5年を経過した後に計画を見直 すこととしている。
- ・ 当市の最上位計画である「上越市第6次総合計画」の後期基本計画が平成30年度に 策定された。また、新クリーンセンターの稼働に伴い、平成30年4月に家庭ごみの 分別の一部を変更したことや、近年の豪雨災害の発生状況から災害ごみの取扱いの 整理が必要となっている。
- ・ このように、現行計画の前提となる諸条件に変化があったことから中間目標年度である、本年度(令和元年度)に中間改定を行う。



## 〇改定のスケジュール

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●上旬 第1回環境政策 審議会へ改定 の説明		●上旬 第2回環境政策 審議会への諮問					●中旬 計画の告示 計画の配布
計画原質	素の作成		計画案の修	正パブジ実	施計画案の	修正 	

## 上越市環境政策審議会について

## 1 上越市環境政策審議会とは

上越市環境政策審議会(以下「審議会」という。)は、<u>環境基本法(平成5年法</u> 律第91号)第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137

\*\*<sup>2</sup> 号) 第5条の7第1項の規定に基づき設置するものです。

審議会の組織及び運営に関する事項は、上越市環境政策審議会条例及び上越市環境政策審議会規則に定められています。

## 2 環境政策審議会の所掌事務

- (1) 基本計画を定めるにあたって意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じ、廃棄物の減量等に関する事項について審議すること。

## 3 令和元年度審議会開催予定

第1回 8月5日:上越市環境施策の取組等

第2回 10月上旬:上越市一般廃棄物処理基本計画(ごみ・生活排水・災害廃

棄物)の諮問

※ 各委員からの意見提出

第3回 11月上旬:上越市一般廃棄物処理基本計画(ごみ・生活排水・災害廃

棄物)の答申

#### ※1 環境基本法(平成5年法律第91号)より第44条抜粋

(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)より第 5 条の 7 第 1 項抜粋 (廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

## ○上越市環境政策審議会条例

平成27年3月27日 条例第3号

(設置)

第1条 環境基本法 (平成5年法律第91号) 第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する 法律 (昭和45年法律第137号) 第5条の7第1項の規定に基づき、上越市環境政策審 議会 (以下「審議会」という。) を置く。

(所掌事項)

- 第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 上越市環境基本条例(平成8年上越市条例第41号)第9条第1項に規定する環境基本計画に関し、同条第3項の規定により意見を述べること。
  - (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
  - (3) 市長の諮問に応じ、廃棄物の減量等に関する事項について審議すること。
- 2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全及び廃棄物の減量等に関し市長に 意見を述べることができる。

(組織)

- 第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) 事業者
  - (4) 公募に応じた市民
  - (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(上越市環境基本条例の一部改正)

2 上越市環境基本条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正)

3 上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成9年上越市条例第54号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## ○上越市環境政策審議会規則

平成27年3月27日 規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市環境政策審議会条例(平成27年上越市条例第3号)に定める もののほか、上越市環境政策審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定め るものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 審議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会の会議は、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見 若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(部会の設置等)

- 第5条 審議会は、必要に応じて部会を置く。
- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 前3条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境保全課及び生活環境課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(上越市環境審議会規則の廃止)

- 2 上越市環境審議会規則(平成8年上越市規則第30号)は、廃止する。
  - (上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正)
- 3 上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成10年上越市規則第8 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(上越市自然環境保全条例施行規則の一部改正)

4 上越市自然環境保全条例施行規則(平成20年上越市規則第35号)の一部を次のよう に改正する。

[次のよう] 略

(上越市自然環境保全推進委員会規則の一部改正)

5 上越市自然環境保全推進委員会規則(平成20年上越市規則第36号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略